

第二十六回
国会

参議院農林水産委員会會議録第二十三号

(二八八)

昭和三十三年四月二日(火曜日)午前十一時四十九分開会

委員の異動

本日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として小笠原三三男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君
理事 重政 庸徳君
藤野 繁雄君
東 隆君
清澤 俊英君
河野 謙三君

委員

青山 正一君
秋山俊一郎君
佐藤清一郎君
下條 康麿君
柴田 榮君
田中 啓一君
仲原 善一君
堀本 宜實君
安部キミ子君
小笠原三三男君
北村 暢君
鈴木 一君
羽生 三七君
上林 忠次君
島村 軍次君
千田 正君

政府委員

大蔵省主計 中尾 博之君
司法規課長 八木 一郎君
農林政務次官 八木 一郎君

農林省農林 渡部 伍良君
経済局長

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

農林省農林経 和田 正明君
済局金融課長
農林省農地 立川 宗保君
局管理部長

本日の会議に付した案件

○委員長の報告

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○土地改良法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(堀末治君) それでは、ただいまから農林水産委員会を開きます。

最初に、御報告申し上げますが、去る三月二十九日の委員会におきまして、特定多目的ダム法案に関する問題点について建設委員会に申し入れすることに御決定になり、その文案等委員長が御一任を受け、委員長は、理事諸君等の御意向も伺って、お手元にお配りいたしておきました。建設委員会におきましては、これまたお配りしておきました。御承知のことと存じますが、念のため御報告申し上げます。なお、申し入れ及び付帯決議を朗読いたしますと、次のようであります。

「特定多目的ダム法案」に関する申入

今回政府から提案された「特定多目的ダム法案」について、多目的ダムの効用が治水は勿論、利水の面においてその重要性が増大しつつあるとき、農業に極めて重大な関係をもつておりますので、当委員会においては、この法案に深い関心を持ち、その審査に当たっては、貴委員会に連合審査をお願い致したい次第でありましたが、これを差控へ、当委員会において、建設大臣、農林政務次官及び建設省河川局長等政府関係首脳の出席を求めて諸問題点について説明を求めたのであります。

当委員会において、この法案について特に問題となつております点は一、この法案の適用対象の多目的ダムの特定用途から農業用が除かれており、この結果、農業用が軽視され、不利な取扱いを受けることになつてはならないということ。

二、基本計画、操作規則その他水利関係について、建設大臣は農林大臣に協議することになつてゐるが、これは同意を必要とするように改めるべきであるということ。

三、法律の規定で協議するように定められている事項以外の事項でも、関係の事項については右に準ずる取扱いとすることが必要があるということ。

四 この法案による多目的ダムについて、農業用としての利用を希望するものについては、その希望が容れられるようにすべきであるということ。

五 多目的ダムについて農業用のものは従来建設費の負担を必要としなかつたのであるが、今度法案第十條によつて、新たに建設費を負担しなければならぬことになるのであるが、従来の経過にかんがみその負担額を極力軽減すべきであるということ。

六 右の建設費を負担したものはダム使用権者として取扱ひ、基本計画及び操作規則等に意見を述べる事ができることとし、かつ、その権益が充分に保護されるようにすべきであるということ。

七 多目的ダムの建設及び操作によつて生ずる農林漁業者の被害については、これがその時発生するものは勿論、事後において発生するものについても、国において完全に補償されるようにすべきであるということ。

八 以上の諸問題を適正に処理するため、審議会等や設け、直接関係農業者の意見を充分に反映せしめるべきであるということ。

これらの諸問題について、建設大臣はじめ政府側出席者から、この法律によつて農業を軽視し不利な取扱ひをするようなことはしない。この法律の運用に当つては、農林省に協議し、協議が整つた上で実施することとし、建設省において独断で行うようなことはしない。農業者の意見は都道府県知事及び農林大臣を通じて充分に反映せしめその権益の保護について遺憾なきを期したい。被害の補償及び紛争の処理については審議会を設ける等民主的な措置により関係農業者の意見を反映させることについて検討したいという趣旨の答弁がなされておるのであります。

当委員会におきましては、右の答弁を了としこれを信頼しておるのであります。貴委員会におかれましては、当委員会の意のあるところを御了承の上、政府関係当局が右の答弁に従つて農業及び農業者の保護のため遺憾なく措置されますよう格別御配慮をお願いいたす。当委員会の決定によつて申入れます。

昭和三十三年三月二十九日

参議院農林 堀 末治
水産委員長

参議院建 中山福蔵殿
参議院建 中山福蔵殿
参議院建設委員会における「特定多目的ダム法案」に対する付帯決議

(昭和三十三年三月三〇日)
一、多目的ダムの建設及び管理に当つては、常に基本的に農業生産及び農業者の利害の存在することは自明であるから、建設大臣は、その基本計画、操作規則、水利関係等の決定、策定に際して、農林大臣との協議を緊密に行ひ、いささか

も農業生産及び農業者の利益を侵害することのないよう措置すること。

一、多目的ダム建設費のうち農業用負担部分については、その負担額を極力軽減すると共に、将来、これにダム使用権の設定に関し検討すること。

一、多目的ダムの建設及び管理に当つて生ずる農林漁業者への被害については、国において完全に補償すべきこと。

○委員長(堀末治君) それでは、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この法律案は、去る三月三十日衆議院本会議において全会一致で修正議決され、そして当日当院に送付、当日当委員会に付託されました。

この法律案につきましては、すでに提案理由の説明を聞いてありますが、本日は、まず農林当局から法律案の内容その他について説明を聞いて、続いて質疑に入ることにいたします。ごらんを通り、政府からも出席いたしておられます。

これからこの法律案の審議に入ります。御説明をお願いします。

○政府委員(渡部伍良君) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきましては、その改正の趣旨並びに内容のおもな点につきまして、先般提案理由の説明の際申し上げました通りであります。それに補足いたしまして、若干改正法案の各条につきまして御説明申し上げます。お手元

に新旧対照表をお配りいたしておきますから、御参照願います。

まず、第二条第一項の改正点を申し上げます。この改正点を申し上げますと、被害農業者、被害林業者及び被害漁業者の定義を明確に規定づけるために、字句を改めようとするものであります。すなわち、被害農業者につきましては、その表現をより的確なものに改めるものであります。被害林業者及び被害漁業者につきましては、現在単に「著しい被害を被った旨」という表現でありますけれども、あとに御説明いたしますように、三分五厘資金の適用の基準を定めますことと関連いたしまして、「著しい被害」という表現では、どの程度の被害を受けたものが本法の措置の対象であるか不分明でありますので、この点を明確にしようとするものであります。すなわち、農業者と林業者と漁業者と統合して、年間収入の割以上の被害をこうむったもの、被害のあったものについて、本法の対象とすることをはっきり規定し、あわせて、林業者と漁業者には施設被害も本法の対象となっておりまして、施設被害は従来からの実績に合せ、当該被害時における価額の五割以上の被害を受けたものを対象とすることをはっきり規定しておるのであります。なお、漁船及び漁具につきましては、政令でその範囲をきめようということを規定しておるのであります。

次に、新たに加わりました第二条第二項は、被害農林漁業者のうち特に被害の著しいものにつきまして、政令で当該第二号及び第三号の規定によつて、償還期限の特例及び年三分五厘以内の低利率の適用を行うために、

その定義を設けようとするものであります。すなわち特別被害農業者という定義を加えております。それは「被害農業者であつて、天災による農作物及び農産物の減収による損失額が、その者の平年における農業による総収入額の百分の五十(開拓者にあつては百分の三十)以上である旨の市町村長の認定を受けたもの」、特別被害林業者というものは、「被害林業者であつて、天災による薪炭(薪炭原木を含む)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する炭が、しいたけはだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨、そのいずれかの被害の程度以上である旨の市町村長の認定を受けたもの、それから特別被害漁業者というものは、「被害漁業者であつて、天災による魚類、貝類及び海産物の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨の市町村長の認定を受けたもの」、こういうふうに規定しております。

次に、第二条の第四項であります。これは八ページになつております。対照表の八ページであります。第一号のうしろの方に横線を引いております。すなわち第一号中の牛馬所有農家の借り入れ限度の引き上げの特例であります。

す。従来は牛馬を所有しておる者はおしなべて三万円以上を一般よりよい借り入れることができるということになつておつたのであります。乳牛所有者は乳牛の特性からいって、借り入れ限度を五万円まで上げよう、こういうふうにしておるのであります。これは昨年の北海道の冷害の実情等から見まして、三万円ではその乳牛の飼育をまかなうのに不足をするおそれがあるというふうな点を考へて、この限度を上げておるのであります。

次に第二条の第四項第三号の利率の点であります。九ページを見ていただきます。これは年三分五厘以内の利率の適用の基準を明確にしようとするものであります。現行規定の指定地域内の被害農林漁業者のすべてに適用するということになる方式は、いろいろ弊害がありまして、今回は指定地域内の特別被害農林漁業者に適用する方式に改めるとともに、地域指定の基準を新たに設けまして、適用の適正と公正をはかりようとする趣旨であります。三分五厘以内という特に低利率の資金の融通を考慮いたしましたこの制度のねらいは、被害農林漁業者のうち特に著しい被害を受けた者、この法律の形式では一般の利率年三分五厘、開拓者は五分五厘という程度であります。したが、利子負担能力を越える程度の被害をよけいこうむつておる、著しい被害をこうむつておる者に対する処置であります。そういうものに対して特に三分五厘の融通をはかるものであります。改正案ではこの趣旨を一そう徹底するように規定しております。

次、第五号であります。第五号、十ページから十一ページに書いてあります。特別被害地域はそれぞれ農業者、林業者、漁業者というふうに区別して書いてありますが、農業者について見ますと、「政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域の全部若しくは一部又はその都道府県の区域内の耕地面積が十町歩以上である開拓地区の区域であつて、その区域内において農業を営む被害農業者中に含まれる当該天災に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域」であつて「都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域」、こういうふうに明確にいたしましたのであります。林業の場合あるいは漁業の場合も、これに準じて一定の基準を示しておるのであります。従来であります、この指定地域の決定が、なかなか基準が不明確でありまして、進展できなかったものであります。今度の規定によりまして相当、何といひますか、明確に、迅速に指定ができることになると思ひます。

こまかく申し上げますと、二条の中で、この新しい条項が加わつたことに関連いたしまして、それぞれの条項の中にある何項何号という、その条項が修正されておるのであります。

次に、第三条の第一項であります。十五ページを見ていただきます。まず経営資金につきましては、現行規定では、単位協同組合が自己資金をもつて貸し付ける場合、それから連合会等から借り入れた資金をもつて貸し付ける場合、こういうふうに二つに分けておりまして、後者につきましては連合会に対して利子補給及び損失補償をいたす形式となっております。現在実は、この連合会から借り入れた資金

す。特別被害地域はそれぞれ農業者、林業者、漁業者というふうに区別して書いてありますが、農業者について見ますと、「政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域の全部若しくは一部又はその都道府県の区域内の耕地面積が十町歩以上である開拓地区の区域であつて、その区域内において農業を営む被害農業者中に含まれる当該天災に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域」であつて「都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域」、こういうふうに明確にいたしましたのであります。林業の場合あるいは漁業の場合も、これに準じて一定の基準を示しておるのであります。従来であります、この指定地域の決定が、なかなか基準が不明確でありまして、進展できなかったものであります。今度の規定によりまして相当、何といひますか、明確に、迅速に指定ができることになると思ひます。

こまかく申し上げますと、二条の中で、この新しい条項が加わつたことに関連いたしまして、それぞれの条項の中にある何項何号という、その条項が修正されておるのであります。

次に、第三条の第一項であります。十五ページを見ていただきます。まず経営資金につきましては、現行規定では、単位協同組合が自己資金をもつて貸し付ける場合、それから連合会等から借り入れた資金をもつて貸し付ける場合、こういうふうに二つに分けておりまして、後者につきましては連合会に対して利子補給及び損失補償をいたす形式となっております。現在実は、この連合会から借り入れた資金

す。特別被害地域はそれぞれ農業者、林業者、漁業者というふうに区別して書いてありますが、農業者について見ますと、「政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域の全部若しくは一部又はその都道府県の区域内の耕地面積が十町歩以上である開拓地区の区域であつて、その区域内において農業を営む被害農業者中に含まれる当該天災に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域」であつて「都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域」、こういうふうに明確にいたしましたのであります。林業の場合あるいは漁業の場合も、これに準じて一定の基準を示しておるのであります。従来であります、この指定地域の決定が、なかなか基準が不明確でありまして、進展できなかったものであります。今度の規定によりまして相当、何といひますか、明確に、迅速に指定ができることになると思ひます。

こまかく申し上げますと、二条の中で、この新しい条項が加わつたことに関連いたしまして、それぞれの条項の中にある何項何号という、その条項が修正されておるのであります。

次に、第三条の第一項であります。十五ページを見ていただきます。まず経営資金につきましては、現行規定では、単位協同組合が自己資金をもつて貸し付ける場合、それから連合会等から借り入れた資金をもつて貸し付ける場合、こういうふうに二つに分けておりまして、後者につきましては連合会に対して利子補給及び損失補償をいたす形式となっております。現在実は、この連合会から借り入れた資金

をもつて貸し付ける場合が大部分であります。ところが、従来の貸付の状況を見ますと、天災法に基づく資金の末端における運用が、法令の規定より本来の制度の趣旨から考えまして、いろいろな問題が起りました。二十八年度災害資金等の会計検査院の検査結果からいたしまして、利子の補給をした場合、その資金が末端の被害農林漁業者にまで確実に融通されないで、単位協同組合の段階で他の目的に流用されたり、滞留したり、あるいは必要以上に多くの金が末端に流れたりするいろいろな事例が指摘されました。その原因を考えてみますと、現行規定によりまして、利子補給及び損失の契約の方式が県と連合会の間のものでありまして、連合会から単協への段階ですでに利子補給をされて低利になった金が流れるという形になっておりますので、この点がいろいろだいたい指摘されましたような不当不正の理由になる、こういうふうな指摘されますので、今回この点を改めまして、利子補給及び損失補償を行う場合を、単位協同組合が経営資金を貸し付ける段階に一本化しようとするのであります。すなわち、

第一号は、十五ページの第三条第一号であります。市町村と単位協同組合の間の利子補給の契約の方式、それから十六ページの第三号は、その損失補償契約方式を規定してあるのであります。市町村が特に弱小な場合を考慮いたしまして、都道府県が単位協同組合と契約する場合も考えまして、これを第二号及び第四号に規定しておるのであります。すなわち、市町村と単協で利子補給、損失補償の契約をするのを原則にしますが、市町村が弱い場合は、二号、四号で都道府県が市町村にかわつて契約をしておる、こういうふうになっております。

なお、第五号、第六号は、自己資金がない、あるいは著しく乏しい特定の単位協同組合——特に開拓農協とか森林組合等に多いと思います——につきましては、その貸付のために上級機関から借り入れを受ける場合にも、県または市町村が損失補償を行います。受信率の薄弱なこれらの特定の単協に受信率を補給しまして、被害農林漁業の経営資金を貸し付けることに当つて不都合を生じないようにいたしてあります。第五号、第六号であります。

次に、七号以下十号までは、現行規定の九号から十二号までの規定に、条文中に必要な訂正を加えたのであります。内容は現行通りであります。

それから第四条の第二項、二十六ページを御説明申し上げます。これは三分五厘資金に対する利子補給に關する国の補助率についての規定を改めたのであります。ほかはいずれも第三条第一項の各号の変更に応ずる改正であります。すなわち、その三分五厘の資金につきましては国の補助率を改めることにいたしました趣旨は、現行規定によりまして、六分五厘並びに開拓の五分五厘の資金について、国の補助率はいずれも二分の一ということになっております。三分五厘の地区では利子補給の額がふえるのであります。利子補給の総額の中から二分五厘を控除した額ということになっておりまして、法律が制定されてから金利がだんだん下つてきております。地方公共団体の金利負担がそういうきめ方でありまして、一般金利の低下にか

かわらず、その金利低下の恩恵を受けないということになりまして、逆にいえば、国だけが一般金利低下の恩恵を受けている、国の補助額が減るといふことになっておつたのであります。この点を改めまして、三分五厘の資金につきましては国の補助率を百分の六十五、逆に變更まして、利子の低下に伴う負担を国と府県とそれぞれ按分して持ち寄りにし、こういうことになっているのであります。

それから第五号第二項——二十九ページ——及び第六号は他の規定に伴う字句の修正であります。

それから新たに第八条——三十一ページ——を加えました。これは先ほど申し上げましたように、災害資金の融資につきまして、会計検査院の指摘等によりまして、必ずしも適正に融資が行われていないというわけじやありませんので、都道府県知事に農林大臣の権限の一部を与へまして、市町村と単協が契約を結ぶ場合、都道府県知事の市町村、単協の指導、監督という点を入れておるのであります。その点につきましては、先般予算の説明を申し上げました通り、三十二年度では一千万円余りの都道府県に対する事務費を補助計上いたしております。

なお、付則におきまして、四月一日ということになっておりますが、この点につきましては衆議院の方で修正がありまして、その修正について申し上げますと、まず第一点は、施行期日は原案で四月一日となつておつたものを、本案審議の進捗状況から見まして、公布の日からということに改めることにいたしました。それと同時に、付則を一項加へまして、三分五厘資金に關

する国の補助率の改正規定を、三十一年度発生災害についても適用しようとすることにいたしましたのであります。原案では、三十一年度発生災害につきましては「なお従前の例による」ということになっておつたのであります。三十一年度の発生災害の被害及び地方公共団体の負担の実情から見まして、これについても適用を改めよう、こういうふうになつたのであります。私の方で三十一年度の災害資金の融資状況等から見まして、この付則の点はいろいろ検討を加へましたが、一応政府案としてはなつておらなかつたのであります。

が、衆議院の御審議の結果、やはり三十一年度発生災害についても見た方がいいだろう、こういうふうになつたのであります。この修正に伴ひまして、国の利子補給の補助額がふえる金額は、昭和三十年度以降四年間におきまして約千九百五十万円という見込みであります。この修正案につきましては、政府といたしましては、国の財政の許す範囲内であり、かつ行政措置実施上も問題はなかつたと考えられますので、同意をいたしております。

以上補足説明を終わります。

○委員長(堀末治君) これからこの法律案の審議に入ります。御質疑の向きは順次御質疑を願ひます。

○河野謙三君 被害の状況は市町村長が認定することになっておりますが、その後県なり農林省はチェックしないのですか。市町村長の認定が最終のものでしたか。

○政府委員(渡部伍良君) これは一応市町村長の認定が法律上は最終になっておりますが、事実上は、実情を照らしまして、一方で統計調査部の被害報

告等いろいろありますから、大体適当であるかどうかを見合せて、不審があれば再調査をいたします。

○河野謙三君 今ちよつとお話がありました市町村長の認定と——まあそれに多少のチェックをしたにしても、この被害の認定と、共済の被害の調査による最終決定というものは、どういふ関係がございませうか。

○政府委員(渡部伍良君) これは、この法律では、共済は米麦、蚕繭に限られておるのですが、そのほかの被害も一緒にとつて、農作物についてはその者の平年収量の三割以上と、こういうふうにきめてあります。必ずしも共済とはびしつとしないのであります。範囲が違いますから。しかし、被害状況はおのずから、地方によつて大体どの程度の被害であるということとはわかりませんから、私も県から申請が来たときにその模様で再調査するか、あるいは県の方で来たものをそのままにするか、そういうふうな判定しております。

○河野謙三君 そうすると、共済の対象になつておる米麦とか、繭とか、桑園とか、こういうものの被害の最終の決定案ですね、これは常に共済の方と一致すると、こういう前提に立つていいわけですね。

○政府委員(渡部伍良君) 結果的には一致することになると思ひます。

○河野謙三君 私は、常にそれは理屈の上からいへば一致しなければおかしいと思ひます。そこで、市町村長の認定というところが、さらにその点は農林省なり農林省が最終的にチェックするということ、明記しておいた方がいいんじゃないか。そうしませんと、共済の数字とこの種の数字という

ものは、常にちぐはぐになるおそれが私はあると思う。むしろ、ちぐはぐになることが原則であって、一致することとはほとんどないのじゃないかと思うのですが、そうすると、また共済の方の被害調査の方でいろいろな問題が起つてくると思うのですが、そういう御懸念はございませんか。

○政府委員(渡部伍良君) 従来はこの規定がこういふふうに、何といえますか被害地区、それから被害農家の選定が明確でなくて、「著しい被害を被つた」こういうふうなばく然たる規定でございましたので、その点で先ほど申し上げましたように、一例を申し上げ

ますと、三分五厘の金を借りてそれを定期に預けるとか、ほかに回すとか、こういうふうなことが行われておったのであります。それらは会計検査院で指摘され、その後私の方でも、県の食糧の供出状況その他と対比して、会計検査院で指摘せられたような事例をあげまして府県に再調査せまして、そういうものを何といいますか、再補正をさせておりますが、それは基準が不明確なところにそぐい抜けがあつたということはいふのであります。今度これをやりますれば、従来のようなことは起り得ないのであります。相当会計検査院等でしたためつけられておりますから……。今までは基準がはつきりしないということにそぐい抜けられる余地があつたように考えますけれども、大體うまいくのじやないか、こゝろいうふうに考えております。

○河野謙三君　いや、私は従来よりも非常に改善されたと思うのです。また、私はその改善の効果は上ると思つてゐる。しかし、まだこの程度では徹底を

欠くのじゃないか。特に市町村長の被害の認定なんというものは、これらもうほとんど情実によつて認定されますよ。これ、今までの共済の苦い経験によつても、十分御経済済みだと思つてです。

ところで、さらにやはり県なり特に農林省がチェックするということは、これはもう初めからそういうことを規定して置かれた方がいいんじゃないかと私は思うのです。また、そうされませんと、共済との関係の被害調査と符合しなくなってくるでしょう。そうじゃないですか。そういう点は御懸念でございますか。

は農林大臣の認定というものを、承認というものをつけると、あまり複雑になりまますから、まず地域の指定では、農林大臣の承認で地域の指定をやつて、その中で今のような条件をやかましい……。地域がきまりますと、その地域の被害額、それに対する現金取入の不足額、被害額というものをうまくやれば、御心配のようなことは今度はないのではないかと、このように考えております。

○**豊村軍次君** 関連して。今の場合は、非常に私も問題だと思っんです。何となれば、受ける方の側で、これは共済の場合でも、水増しというののいい問題なんです。それはなかなか市

町村長なんかというのは、うまぐく水増ししますよ。そこでチェックの方法というものを、この法律上で市町村長に認定権を与えるということは、どうも私は疑問があると思う。むしろ、せっかく統計事務所というものができて、そういうふうなことはそこらの認定によるというふうにはどうしてしなかつたんですか。

○島村重次君 私は、統計事務所に限るといふわけじゃないけれども、弊害の一番多かったというのは、今申し上げたように水増しなんです。共済のごとき場合についても、この場合についても、やはり結局認定ということとは、水増しをして出すということなんです。弊害は改まらぬじゃないかと思う。まあ水増しという言葉はちよつとこの場合は違ふかも知れませんが、どうもチュウクの方法が、ちよつと悪い事を迫っていくようなものです。どうもそういうふうな感じがするんですが、何か法案立案の場合に、チュウクの方法をはかに考えられる余地はなかつたんですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは、まずこの法律の建前が災害の応急の金を出すということです。その金も普通の金より安いと、災害であるから。さらに災害の程度の多い所では、より低利の金を出すと、こういう二段階になっておるのであります。災害の金、低利資金でありますから、ほんとうに災害に使われるのであれば、金額について査定はあまり加えない方がいいと、こういう考えであります。

ただし、この低利の金で利子補給が多くなりますから、その補給を受ける種類の金の認定を誤ると、災害の程度の違ひ農家の間に国の補助のアンバランスができる。それを防ぐために、今の市町村長の認定ということを出しておるのであります。

私の方では金を借りられないということよりも、利子補給の額を三分五厘にするか六分五厘にするか、利子の支払いを三分五厘にするか六分五厘にするか、こういう区別をつけるというこ

とでありますので、市町村長に頼んでも不可能ではないんじゃないか。御心配のように、勢力のある市町村長は全部の、あるいはほとんど大部分のものを、三分五厘に認定するかもしれない、こういう御心配でありますけれども、従来の経過等から見まして、私の方で一応統計調査部の資料に基きまして、異別のワク、それから地域指定のワクをきめまして、それに対応する金額のワクをおろしてやりますれば、そうひどい結果は出てこないんじゃないか、こういうふうに考えるのであります。

○島村軍次君　そこで、これは対象が、今までの地域指定というものが、今度は個人指定になるでしょう。そうしますと、隣合せで、この者は六分五厘、この者は三分五厘ということが出てくるわけです。なかなかむずかしいと思われるんですよ。われわれ実際の被害を見まして、なかなかその認定というものは困難です。しかも、そこには非常な運動というよりなこと、今は利子だけの問題だといえればそれだけの問題だけれども、受けた方からいうと、おれの方は六分五厘だ、おれの方は三分五厘だということになって、かえって混乱を来す原因になるんじゃないかというふうに考えるんです。そこでこの問題はもう少し、市町村長の認定でなしに、何か方法はないかというふうに、今思いつきませんけれども、何かほかの方法がとれるんじゃないか。非常に手続が煩瑣になつては困るかもしれないけれども、そういうことが受ける方からいえば隣同士で問題だと、こういうふうになるんですから、その点はどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) それは、もう一つの考え方としては、貸付者の認定というのがあります。貸付者の認定ということになりますと、これはやはり何といえますか、今までの実績を見ますと、協同組合等の貸付資金について、相当貸付側に対する非難が大きいわけでありまして。そこで私どもの方としては、やむを得ず第三者的なもので一番農家に近いものというので、市町村長というのを出しておるわけでありまして。でありますから、この市町村長が認定する場合に、農業委員会とか貸付者である協同組合であるとか、そのほか町村の学識経験者等を入れて協会でも作ってやることにすれば、実際の運用はうまくいくんじゃないかと思ひます。法律の形式としては、市町村のものを統べる市町村長が一応の責任者になって認定してもらふのが一番いいんじゃないか、こういう考え方をいたしております。

○島村軍次君 大体お話しになることはわかりますが、しかし逃げるウサギをどんどん追うていつて途中でチェックするのは、やはり同じですよ。市町村長で最後にチェックできるだろう、こういうことだろうと思ひます。けれども、私はそれは相当研究を要すると思ひます。きょうはこの程度にしておきます。

○河野謙三君 私はやっぱり島村さんと同じことなんですが、結局この場合は金を貸すのですから、借りた方が返さなければいけません。従来は共済はど変な、ずさんなものにはならぬ。ならぬと思ひけれども、市町村長の認定というよりなことで、それで済ませますと非常に、島村さんのおつ

しやるように、私がさつき申しましたように、やはりずさんな数字が出てくると思ひます。そこで出てきたその数字が、今度は共済の方に数字が悪用されるというか、利用されるという御疑念はございませんか。

とにかく共済の方の事務がおくれてきた、先にこちらの方の市町村長の認定で農林省から低利のものを借りた、そこで数字は固まつてきたということになりますと、その地区において共済の問題が起きますと、市町村長の認定でこういう数字が出てくるのじゃないか、農林省も、県も認めているのじゃないかという、そういう心配があることになりませんか。

○政府委員(渡部伍良君) これは共済の場合は、農家の貯金が何ぼあるかが、経営規模が何ぼあるかが、たんに災害があつた場合にその災害の程度によつて請求権があるわけなんです。この経営資金の方は、それぞれの百姓の状況によりまして、それからまた米麦以外の作物の状況によりまして、借入額といふものがきまつておるわけです。従ひまして、先ほど御説明申しましたように、低利でありますから、これを借りてはかに回すとか、そういうことではない限り、無用な金——ちよつと語弊があるかもしれませんが、必要以上の金を借りようというものは、そうないのじゃないか、こういうのが実態じゃないか。従ひまして、今は共済との関係は直接は出てきません。今の共済の方は共済の方で、共済組合の損害評価員の損害認定、あるいは被害の評価に對する統計調査部の調査により農林省が査定する、こういうふうな格好でいっておりますので、今までこれとの関連

においてどうこうという問題は、私どものところに出てきておりませんし、ちよつと考えられないように思ひます。

○河野謙三君 私、まだよく理解してないかもしれないけれども、それはまあ農家の経済全体を対象にしてやるわけですね。共済の方は米とか麦とかという問題ですね。しかし、農家の経済全体を対象にして被害の状況を調査するのですが、その被害状況調査の中のファクターは、米なり麦なりが入るわけでしょう。しかも、市町村長が認定をする場合には、市町村長が自分でたんばを歩くわけではない。農家を歩くわけではない。結局その村のやはこの共済の被害調査員といひますか、そういう機関とかそういう人々をわづらわすことになると思ひます。市町村長が認定をした場合には、そうすると、市町村長の認定というものは、共済の被害調査の方と村においてはずながつてゐるのです。市町村においてはずながつてゐる。あなたの方では事の性質は違ふと言ひけれども、村においてはずながつてゐる。だから、こつちの方の認定で農林省がよろしいというところになった場合、今度は共済の方共済の方で違ふというところは、私は言えなくなると思ひます。末端は一つなんです。被害の認定が。

○政府委員(渡部伍良君) ところが、この融資の方は、何といひますか、私の方へ県なら県の団体の人が、金を貸せ貸せと、こういうわけですね。相当のワケを用意しております。やはり返す必要があるのですから、必ずしも、その県の申請に應じて私の方にはワケを与えても、そんなに出てこな

いのであります。ことにこの三十一年度等については、相当大きいワケが要求されましたけれども、なかなか出てこないものであります。これは何といひますか、ただでくれる金じゃなくて、返さなければならぬところに相違があるのじゃないかと思ひます。従ひまして、今の水田単作の地帯であれば、お話のように、おそらく市町村長の認定する場合でも、共済組合に相談なしにはやらないと思ひます。しかし、今の経営資金を貸りたいものと共済でもらうものとは相当、何といひますか、食い違いがあるのじゃないかと思ひます。それから、この営農資金を借りたから、それが共済のものになるというふうなことは、私の方では考えていないのであります。

○河野謙三君 私ももつと、二、三日いなかへ行って、実情に即して勉強して参りますから、そちらの方でもやはり末端のことをいろいろと思ひを起して、御検討をお願いしたいと思います。

○安部キミ子君 農業の方も審査認定、被害の認定といふことが大へん困難だといふことはわかるのですが、私は漁業の方はなお困るのじゃないかと思ひます。それでも、漁業の方も被害の認定は市町村長の認定で、最後の確定ということになるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) さうでございます。

○安部キミ子君 暴風雨などで、沿岸だとか、あるいは港の近海で被害があつたときには、調査もできまじやうが、沖で被害があつたときには、どういふ方法で調査なさるのでしょうか。

○政府委員(渡部伍良君) それはここに、法律に書いておりますように、天

災によりその生産する魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額ということでありまして、今の沖で、暴風雨で漁に出なかつたといふことは、これはなかなか判定がむずかしいだらうと思ひますが、ですから、直接にこの暴風雨等によりまして被害をこうむつた場合といふことで、市町村長の認定は相当に幅が出てくるのじゃないかと思ひます。

○安部キミ子君 漁に出てから途中で、たとえば暴風雨になつたので、網を揚げるのをほつて帰つたというよりなことがあるのです。そういうときには、どういふ被害の調査が確實に行われますか。

○政府委員(渡部伍良君) 非常にこまかい問題になります。網が流れた分は網が流れたものとして、被害施設になるわけでありまして。網が流れたことによつて漁ができなくて収入が減つた、それをどういふふうに認定するか。こういう二つの問題が出てくると思ひます。で、施設の分は、この被害漁業者といふのは施設の価額が百分の五十以上の損失をこうむつたもの、これは出てきます。それが流れたことによつて水揚げが減るといふものは、おそらくそれは流失、滅失、損壊等による損失の中にはちよつと見られないのじゃないかと思ひます。

○島村軍次君 今、安部さんの聞いておられるのは、五日災害で出られなで五日間休んだ、そういうものも損害の見積りの金額の中に入れるかどうか、こういうことをお聞きになっておられる。

○安部キミ子君 そりゃないのです。

○島村軍次君 そこで、そりゃないですれば、被害の金額の、平年の収穫高というか、漁獲高というか、そりゃもの見積りの基礎になるものはそれかというのを私はお聞きしたい。

○政府委員(渡部伍良君) これは大体過去何力年間のその人の収穫高というものをこしらえまして、天災等によって漁に出られないということ、あるいは魚類、貝類が流れたことによつて収入が減つた、その比較を出しておるわけでありまして、ですから、今のような場合は包括的に勘定されるんじゃないかと思ひます。

○安部キミ子君 こういう問題は水産庁でないかわからないかと思ひますけれども、今農林も漁業もすべて市町村長の認定できまるというこの原則に立つて、あなたに質問したわけなんです。今島村さんが質問なさいましたこともあるし、それから被害をこうむつた、たとえば漁業にもし出られなかった場合、あの被害の認定という問題もあるし、それから私がもつと具体的にお尋ねしたいことは、たとえば網を出して、網で何反、何反というところをいつてゐるのですが、途中で刺し網なんかを五反ほど流したと思ひまして、もしその持ち主が十反流したのだというのを申請したときに、市町村長というふうな立場の人が、それを正しくどういふふうな調査するかという問題だと思ひます。陸の上の被害でござりますれば、まあいろいろの見方もありましようけれども、一応ないものがあるということにはいかなければい

か、こういう問題であります。従つて、この法律に書いておきますのはそりゃものではない、はつきり認定できるものを掲げておきます。たとえば魚類が流れた、貝類が流れた、そりゃもののが原則になりまして、お話のようないふにいくとか、網でとりに行つたときに網が流れた方ははつきりわかります。御質問のようないふ十統あつたのか、二統あつたのか、五統あつたのか、これは市町村長が認定するときにわからぬじゃないかと言つても、それは漁業組合の中でわかるわけでありまして、それ以上、ごまかされたときには、あとでまた会計検査院なら会計検査院で指摘される、こういうことになりまして、私の方はそりゃいふことをごまかすといふ前提では何も仕事ができないので、今の点で私の方で水産庁と十分打ち合せてやつておるわけでありまして、なお私の説明で不足があれば、水産庁から……

も、海の何海里、何百海里という沖のできごとで、そりゃいふ調査がなされるというところは、的確な調査がなされるというところは困難だらうと思ひますので、この漁業の問題も含めての法律であれば、もう少し私は水産庁とも御相談下さいまして、明確な法律にしてもらいたい、こり思ひわけなんです。それで、きょう今あなたにはこの漁業の問題を質問して、御無理かと思ひますから、水産庁の方の方がおいでになりましてから、またお尋ねいたします。

○政府委員(渡部伍良君) これは今の網が何は持つておるか、その問題は簡単なものであります、これは漁業組合なら漁業組合がありまして、それぞれみななわかつておられますから、たゞもう一つの問題の、出て行つて、しだけになつて途中で帰つて来た、魚がとれなかった、この認定は、天災を政府で指定する場合、その場合どう該当するか、こういう問題になります。それは結局、その人の年収入の百分の十以上である、被害が、これはその指定された天災の時期における収穫減が、トータルとして、この時期ならどのくらいとれたら、この人の漁業では、とれたら、指定された時期にとれなかつた、それが何多であるとか、こりいふ推定を市町村長が認定する以外にはない。御承知のように、天災を指定するのは、たとえば第何号台風とか、何月何日の冷害と、こりいふ時期がきちんと定められるわけでありまして、御質問のようないふ趣旨は非常にレア・ケースであります、台風の時節が三日続くか二日続くか知りませんが、その間の収穫減がどれだけになる

か、こりいふ問題であります。従つて、この法律に書いておきますのはそりゃものではない、はつきり認定できるものを掲げておきます。たとえば魚類が流れた、貝類が流れた、そりゃもののが原則になりまして、お話のようないふにいくとか、網でとりに行つたときに網が流れた方ははつきりわかります。御質問のようないふ十統あつたのか、二統あつたのか、五統あつたのか、これは市町村長が認定するときにわからぬじゃないかと言つても、それは漁業組合の中でわかるわけでありまして、それ以上、ごまかされたときには、あとでまた会計検査院なら会計検査院で指摘される、こういうことになりまして、私の方はそりゃいふことをごまかすといふ前提では何も仕事ができないので、今の点で私の方で水産庁と十分打ち合せてやつておるわけでありまして、なお私の説明で不足があれば、水産庁から……

○千田正君 今に關連して、それは今、安部さんが質問しておる、その質問の答えにはなりませんよ。この法の根本は、損害があつた場合に、陸上のことであれば調査ができる、海上に出た漁中に損害があつた場合にはどうするかという事です。損害を受けたものが町村長なら町村長に申告した場合に、それを損害を受けたものとして、そのまゝ、海の上のことは調査ができないから、それを標準にして天災法を適用するかどうかという問題です。農業であるとか林業であれば、直ちに調査員の派遣もできるし、あなたの方の関係の下部組織の統計調査員も行って調査ができるけれども、海の上のあれは十分調査ができないじゃないか。それなら

らば、歸つてきて申告をして、網を流した、あるいは漁業協同組合なり、あるいは町村長に向つて、おれはこれだけの漁獲しかないのだ、網を流してしまつた。そのまゝ申告を信じて天災法を適用するかどうかという問題です。

○政府委員(渡部伍良君) ですから、申し上げておるのでございませう。何はの損害があつたから何はの金を借りたといふことを、当然申告があるわけでありまして、その申告を市町村長が認定する場合に、認定の何といひますか、能否、あるいは容易であるかむづかしいか、こりいふ問題じゃないかと思ひます。ですから、それがそれだけの機関があるわけでありまして、当然漁村の市町村長ならそれだけの担当官もおるわけでありまして、そりゃお話のように、ごまかしが出るというふうには考へないのではありません。

○千田正君 経済局長、そんなことを言ひけれども、僕は十年も水産委員をやつていて、たとえばこりいふことがあるのだ。こりいふ天災を受けたから、漁獲高が今まで一億あつたのが、五千万円減をしたから、半額なら半額を何とか借りたいといふこと、そりいふことを言つても、それならば、あなたの方でもまた調査するでせう、農林省が……。ところが、納税申告のときはそりいふことを申告してないのだ。だから、ほんとに借りられる額は、あなたの方で調査をした場合は、お前、そんなことを言つてもうそりやないか、今までの漁獲高は一億なんかないか、五千万円しか貸せないじゃないか、だから、政府が貸すときは、半額の二千五百万円しか貸せない、こりいふ問題がしよつちう起る。あな

たの方は十分調査するといひけれども、そりいふような実際と違ふことは、今まで多々あつたわけだ。だから、そりいふような問題は、この法律では相当救われるかどうかということだね。

○政府委員(渡部伍良君) 今までのようないふのは、こりいふ規定もありませうし、市町村長の認定といふものについて、私の方で傍証を参考にとつておるだけでありまして、今度はこの法律で市町村長に認定してもらひ、こりいふことではつきりお願いするわけでありませう。そりしますれば、それを尊重せざるを得ない。そりいふふうな法律の立て方に変えていつて、運用をうまくやろう、こりいふ考へでありますから、むづかしい問題はあるだらうと思ひます。だから、その厳格的にやるのと、多少幅を持たして運用するのと、違ひが出てくると思ひます。しかし、これは新しい制度の進行によつて順次直していく以外にはないのじゃないか、こりいふに考へておられます。

○千田正君 なぜ何回もしつこく聞くかといふと、会計検査院が精密に調査した場合の批難事項は、あなた方が受けなければならぬ。農林省の批難事項として出てくるわけなんです。もし町村長だけの申告だけでこりいふことをやつた場合において、それが正しくなかつた場合には、だれが一体責任を負うかといふと、監督不行き届きで、農林省は決算委員会にいじめられるといふことになつてしまふわけなんです。だから、こりいふものを出すにしても、真剣に対象になる問題、あるいは条件を備へることをはつきりしなさいかんじやないか、私はそりいふふうに思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) これは私もが申し上げておるのは、先ほど申し上げましたように、三分五厘の金を借りて、それを農家に流さずに借連に定額で預けるとか、あるいはその金で学校を建てるとか、消防ポンプを買うとか、これはちよつと想像できないことをやられておるわけなんです。だから、そういうことは、これはこの法律で論議の対象があつて、これは会計検査院なり、あるいは経営上の問題になるんじゃないかと思ひます。だから、ここで問題になる場合に、今の損失の認定ですね、市町村長がやる場合に、過去三カ年の実績をとつて平均収量をとるか、五年をとるか、これはいろいろのとり方があります。従つて、幅があると思ひます。ですから、この資格を認定する場合には、その幅を認めていいんじゃないかと思ひます。その幅が、損害がないのにあると、こつていふことをすれば、これはやっぱり会計検査院へひつかかる、これは法律違反しておることになりますから、その幅につきましては、今までは標準がなく、それからまた終戦後は金がかつたので、それから、相当お話のように各県に按分する関係で、やかましく言つた。でも、これは私もよく承知をしておりますが、それとこの基準の問題とは、ちよつと別の問題じゃないかと思ひます。

○千田正君 あまり言うては、せつかくわれわれがちよつと困るときから、あまり追及しません。もう一つ、天災法の中に病虫害は入りますか。たとえば家畜であれば豚コレラであるとか、牛の結核だとか、あるいは林業であればマツクイムシの被害とか、あるいは海であれば、たとえばカキであれば大腸菌のために全部廃棄しなければならぬ、そういうようなことは天災の範疇に入るからぬかという事です。

○政府委員(渡部伍良君) そういろいろは入りません。それはそれぞれの家畜伝染病予防法なり森林の病虫害の取締で、それぞれやつておりますから、ここは……

○千田正君 海の問題、どうですか、いわゆるカキに大腸菌や何か入つた場合にどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) それはまた別の問題でありまして、これには考えておりません。

○千田正君 別の問題として、別に救済法律がそれじゃありませんか。

○政府委員(渡部伍良君) カキの養殖場で大腸菌がカキの中に集つて、それが人命に害を及ぼす……

○千田正君 人命に及ぼすからというので、命令を受けて、廃棄しなければならぬという場合……

○政府委員(渡部伍良君) この天災法では考えておりません。

○千田正君 それじゃ、何で考えていますか。

○政府委員(渡部伍良君) 私よく存じませんが、(だから困るといふんだ)とて呼ぶ者あり。廃棄命令を出せば、これは公衆衛生法か何かの方で出てくるんじゃないかと思ひます。家畜の方では、そういう屠殺命令を出せば、国が損失補償することになっておりますから……

○千田正君 家畜のことはいいですが、何かそういう方法があるかどうか。これもいづゆる何といひますか、

○政府委員(渡部伍良君) 今のは私にかなが自己の善良なる注意でのみ防げない場合があるのです。いわゆる潮流その他によつて、いろいろな問題が起ることはあるのです。たとえば真珠の貝などがあれば赤潮の害であるとか、あるいは今のようカキの大腸菌であるとか、結核菌であるとかいうような場合に、片方においてはそれを廃棄を命ぜられる。ところが、自己の善良なる注意の及ばない、むしろ蔓延する場合においては、ほとんど天災にひとしいことが起きてくる……

○政府委員(渡部伍良君) 今の潮流異変とか流水とかいふものは、私は天災の中に入らぬと思ひますが、ただいま御説明になりましたカキの大腸菌が集くのが天災になるのかどうか、よく研究させていただきたいと思ひます。

○清澤俊英君 関連して。今の問題は僕は非常に重要な問題だと思ふのだ。というのは、昨年あつたウシカの問題、それから熱病の問題など、これはまあ天災からはずして取り扱つておられて、大蔵省の見解としては、これは人為的に予防ができるのだ、こつていうことではずしておると思ふのだ。ところが、おそく渡部経済局長といふところ、これが完全に人為でもつて防ぎ得るというところは、これはまだ農林省の技術陣としても言えないのじゃないかと思ふのです。やはり一つの自然現象的なものの上からウシカが出てきたり、あるいは熱病が出てきたりするのであつて、天災に非常に近い。ある程度までは克服はできるけれども、ある程度以上は克服できないと、こつていうことは農林省の技術陣としては言われぬのじゃないかと思ふのです、そ

ういふ場合。ただ大蔵省が常に、そういうものは人為的にやれるのだから天災じゃないのだと云う。まあ古い歴史からいへば、技術の進んでおる時代からいへば、シナの蝗害といふもの、いわゆるイナゴの害といふものは大したものだ。あるいは病虫害のごときのも、これもその年の気象状況によつていろいろな伝染病が出る。それに対する実際の被害といふものを等閑にしておかれて、それで農林省としては、技術的に確信をもつて、これはこつてやつたならばやれるのだ。確かにそれは、あるいは経営経済等を考へないで、あるいは最高度の予防等を考へないで、あるいは防げるかもしれないが、これは経営の面からいつたら、人力の及ばぬ仕事をしているわけだ。これは農林省と大蔵省の見解でもつて、天災の中に入らぬといふことは、実質上において大きな間違いを起していると思ふのだ、あなた方、これに対してどうお考へになつておるか。

○政府委員(渡部伍良君) 今天災であるか人災かの区別は、なかなかむづかしい問題でありまして……

○清澤俊英君 人災じゃない、人間が克服できるかできないか、こつていうことなんです。

○政府委員(渡部伍良君) ですから、人力で防止し得ないもの、あるいは発生を未然に防ごうとできないもの、こつていうものがまあ広い意味の天災になるのじゃないかと思ひます。そうしますと、今の熱病なりウシカ、あるいはイナゴの発生——まあイナゴの大軍が来るやつは、これは人力で防止できないからといって、天災だと言えないこともないと思ひます。ただ、今

までの取扱ひは、水稻の病虫害、あるいは夏の病虫害等では、台風なら台風、あるいは冷害なら冷害に伴うそういう病虫害は、当然被害の中に現れてきますから、含まれております。ただ、単独にウシカならウシカが起つたと、あるいはイナゴが来た、あるいは水産でお示しになりましたカキに大腸菌がついたと、そういうふうな場合を、まだ私どもこの法律ができてから経験しておりませんから、それを天災に入れたらいいのか、あるいは別の対策を考へなければいかぬのかというところは、もう少し研究をしていかなければならぬと思ひます。

○清澤俊英君 この法律には第一条にはつきり出ているでしよう。これこれの場合と、こつて書いてある。こつて書いてあるものですか、昨年のようなウシカが出ておるとき、これは虫害なんだからこつて補助金は出ない。共済でも出ない。何もウシカが出てはずされてしまったのです。こつておるのに、これは共済も来なければ何れも来ない。だから、これは農林省としてはもつとその点を、この改正をするならば、大蔵省と議論を尽して、これらのものはやはり限度をきめて入れることが正当だと思ふのです。私はある程度までの天災的要素を含むといふことは、十分言ひ得るのじゃないかと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 農林省のどなたか技術者でいいから来て、これは人力をこつて防ぎ得るものなり、天災にあらず、こつていうことをこつて言つてもらふことと、その防ぎ方が経営経済の

中の範囲内でもってやれるのだ、起きた場合でも克服できるのだ、起きるといふ危険性があるなら予防がその範囲でできるのだ、こういふことがはつきり言われるならば僕は承服するけれども、そうでなかったら承服できないわけなんです。昔は天災だった。昔の取扱いは確かに、古文書を調べてみれば、天災ですよ。大きな天災なんですよ。それが幾らか科学が進んだといふので、天災からはずされたんではないか。これは場合によつては、農林省はうまくいきませんなら、技術陣に来てもらつて、その証言とともに、大蔵省と一つみんなして話し合ひよりほかに方法がないと思ひます。どうしてもこれをやらなければ、昨年のような場合は、全くわしら困つてゐるんだ。

○政府委員(渡部伍良君) 今のここに書いてあります「低温又は降ひより等の天災によつて損失を受けた」、その「等」で相当幅があるわけです。それからさらに第二条におきましては、天災は「政令で指定する」ということになつておるわけですから、天災であるか人災であるかの幅は、運用によつてきめ得ると思ひます。今のような点は、もう少し研究させていたただきたいと思ひます。

○上林忠次君 ちよつと、それに関連して。病虫害に対するこれが天災かどうかという問題、これはいろいろな將來重要な問題にならうかと思ひますが、きのうも新聞に出ておりましたが、熊本県の水俣という所で、この離れ小島に、この小島でとれる貝とか魚を食べると、最近、ちよつと日本脳炎のやうなああいうやうな症状を呈する。熱が出て、しまいに神経麻痺を起し

て、死ぬ者が三〇%もある。この数年間のうちに百何十人の患者が出た。その原因は食物にあるらしい。その島の周囲でとれた海産物——貝あるいは魚の中毒だ。原因がはつきりしない。こゝういふやうな原因のはつきりしないのは——その原因がはつきりしてゐるのなら、その防除ができてゐるはずですよ。その防除を怠つたために被害をこゝうむつたなら、しようがないけれども、防除がはつきりしないのだ。こゝういふやうな問題が出てくる。また農産物におきましても、数年前から長崎県、それから広島県に、バレイシヨガというのが出てゐる。これは外地から入つた、アメリカから入つた新しい害虫でしよ。害虫です。これに対する防除法はない。アメリカでは、向うには自然にそれを滅ぼす天敵といふものがあるが、日本には初めて入つてきたので、これがない。地方では防除法もわからないので、泣き寝入りで済ましている。こゝういふやうな新しい防除法がはつきりしないもの、またよその、フィリピンあたりに行きますと、バッタの害というものは大きい。これは防除法がわかつて、あまりに数が多いので、押えようがないのです。防除のしようがないから、これも天災と同じじゃないか。

これに対する今の資金の融通ですね、これはあなた方新しい頭で一つ考へてもらわれないといけない。防除のはつきりしておるものは、もちろん防除のできるものはやる必要はないかもしれない。そゝういふものがちよつと入つてくる、新しい病氣なり害虫なり、また今のまだ未知の病氣——人間に対する病氣、こゝういふものがある。

て、死ぬ者が三〇%もある。この数年間のうちに百何十人の患者が出た。その原因は食物にあるらしい。その島の周囲でとれた海産物——貝あるいは魚の中毒だ。原因がはつきりしない。こゝういふやうな原因のはつきりしないのは——その原因がはつきりしてゐるのなら、その防除ができてゐるはずですよ。その防除を怠つたために被害をこゝうむつたなら、しようがないけれども、防除がはつきりしないのだ。こゝういふやうな問題が出てくる。また農産物におきましても、数年前から長崎県、それから広島県に、バレイシヨガというのが出てゐる。これは外地から入つた、アメリカから入つた新しい害虫でしよ。害虫です。これに対する防除法はない。アメリカでは、向うには自然にそれを滅ぼす天敵といふものがあるが、日本には初めて入つてきたので、これがない。地方では防除法もわからないので、泣き寝入りで済ましている。こゝういふやうな新しい防除法がはつきりしないもの、またよその、フィリピンあたりに行きますと、バッタの害というものは大きい。これは防除法がわかつて、あまりに数が多いので、押えようがないのです。防除のしようがないから、これも天災と同じじゃないか。

将来相当例が出てくるのじゃないか。こゝういふやうなことを救済できるように、この際十分考へておいてもらいたい。御参考のために申し上げます。

○政府委員(渡部伍良君) いろいろ御指摘になつた点は、この法律、天災融資法で解決したいのか、あるいはこゝういふ特異の例であるから、そゝういふものに対する対策がある程度きまるまでは、まさに今御指摘になつた身の回りの例なんかは別の施策が必要になるのじゃないかといふふうに私は考へるわけです。これに対応して、この融資が必要になれば融資も考へて、融資だけでは片づかない問題、そゝういふ意味においてもと研究されてもらいたいといふことを申し上げておるのであります。

○千田正君 今のは重大な問題なんです。これは原子放射能のやうなもので農作物がやられる。これはあなたの方で天災か人災かといふ問題が出てくる。これは政令で定めるとか、あるいは別個の法律で定めるかもしれないが、現在の持つておる法律、今行われる法律には、規定はないわけです。そゝういふ問題は將來は考へなければならぬ。できてから考へるといふのでしようね、あなたの方の考へは、その心がまえで考へていただきたいと思います。

○上林忠次君 先ほど申し上げましたバレイシヨガ、これは將來蔓延の予想できる新しい害虫です。これに對して、これが日本全体にはびこるときのことを想像しますと、今のうちに何とかしなければならぬ。これは防疫課でかなりやつておりますけれども、十分徹底的に、今のうちに、全国に蔓延しないうちに、退治していかなければなら

ない。被害地に対しては救済の方法も考へてもらいたい。これは天災です。防除法がわかるまでは天災ですから、天災の中にこゝういふやうな、今度の規定のやうな場合には含めて、入れてもらいたい。先ほど申し上げましたやうな趣旨によりまして、新しいこの改正の中に入れて、普通の病虫害と同じやうに考へて扱われては困る。特殊な天災としての扱いをしてもらいたい。こゝういふやうなことを主張したい。

○政府委員(渡部伍良君) 今のバレイシヨガのやつは、これは植物防疫法の方でこれより徹底した措置ができることによつて、それに対する金が足りるか足りないかといふことは私記憶しておりません。それが足りなくて、この天災法による融資が必要であるかどうかといふ問題であります。もしそれによつてこの融資が必要である、あるいはそゝういふ事態が発生した場合に、どれだけの費用がかかるか、県で措置できないか、そゝういふ問題で考へたいと思ひます。この法律で何もかもやるというわけにはいかないのではないかと、こゝういふふうに考へる次第であります。

○東隆君 私はこの第一条、この場合に、病虫害、そゝういふやうなものを入れることも、入れたつて一向差しつかえないのじゃないかと思ひます。といふのは、この資金を融通するといふのは、ただ問題は低利のものを融通する、そゝういふ問題になると思ひます。それで、たとえば、こゝしは雪が多くて、裏日本からずつとにかけて非常に雪が多い。融雪期に洪水の起る可能性があるので、そゝういふものが入つていない。それで、そゝういふやうな問題を考へてくると、範囲もだいたい広げてよいの

じゃないか、こゝういふ考へ方を持つわけですね。それで解釈をこの際相当広げておかれる必要があるのじゃないか、こゝういふ点、この一点です。

それから問題は、國が利子の補給をやる場合に、地方庁もまた利子の補給をやるわけです。その場合に、今回の場合、先ほどのお話では、予算が千九百五十万円を増額した、こゝういふやうなお話ですが、関連をして、地方庁の方でも負担をする分を計算をしなきゃならない。地方庁の財源その他の問題で、だいたい困難を來たすのじゃないか。それをどういふ……たとえば交付金、そゝういふものの中に當然考へてもらふべきじゃないか、こゝう思ひますが、その關係はどういふふうになつておりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 第一点の、融雪による被害が起れば當然天災の中に入ると思ひます。

第二の点は、ちよつと私の説明がよくわからなかつたのじゃないかと思ひますが、千九百五十万円のやつは、この新しい改正案を三十一年度資金に適用した場合にふえる部分であります。それで、この三分五厘の金になりますと、國が六五%を持ちますから、三五%が地方庁の負担になります。この地方庁の負担分は、特別交付税交付金の見方を、總理府令を直すことによつて、現在の四七・五%を六五%まで上げるといふやうな話し合ひをいたしております。そゝういふ運用をやろうと、こゝういふことで、自治庁長官が衆議院の農林委員会に説明をされて、了承を得たのであります。

○上林忠次君 渡部さんに一つ伺いますが、先ほどの話のように、被害が大

きくなつてから考えるというようなことは、これはいかぬと思うのです。これは天災ですから、人力でコントロールできないものが天災なんだから、病害、虫害というのは、人力でコントロールできないから、天災です。不測の、アン・ノウンのやつは天災です。どうでもはつきりするまでの間に、コントロールのできないものは、この対象にしてもらわなければならぬ。病害のうちでも、これは今防除がはつきりしないものは含めるのだというようにしてはならないといけません。局地的な問題ではありますけれども、おそろくは、この熊本の島は漁撈ができないというところになるのじゃないかと思ひます。あの島では大問題です。そういうような意味で、この中に含めてもらいたい。

○政府委員(渡部伍良君) 今のそれぞれの具体的な対策をこの天災法では予想してないのであります。具体的な対策は、それぞれ実体的な問題を処理する部局でやつてもらわなければならぬのであります。これはよく歸つてお伝えしておきますけれども、それでお足らないところを、これに適用するかどうかという問題でありますので、今のお話を伺つて、これで何かもやれと、こういうふうに私費められても、この法律では無理と思ひます。ほかの制度でやらなければならぬということになるのじゃないかと思ひます。

○上林忠次君 ほかの制度でできますか。○政府委員(渡部伍良君) それは、パレイショガの緊急防除というものは、ちゃんと法律でやらなければならぬことになつております。これはどうしてやらなければならぬことになつております。そのやり方が十分であるかないかといいことで、こころ、三年議論しております。

○上林忠次君 予算を今年に三千万円そこらしかとつておられぬ。あれじゃ、とてもできない。できないなら、何か救済の方法を講じてもらわなければならぬ。しよつちゅう新しいものが出ておられます。今の熊本の問題なんか、特殊なメタンの関係じゃないか。それが蓄積されて中毒を起すのだという言われておられるけれども、まだアン・ノウンです。こういう問題を救済する方法だけは考えておいてやらぬと、片手落ちじゃないかと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) それは、たとへば昭和二十三年から出たアメリカシロヒトリ、これはおそろく何億という金を使つて、国も出しましたし、東京都も出しました。とにかく毎年まだ春やつておられます。法律上どうしても絶滅をしなければならぬ緊急防除の事態はあるのであります。それはそれでやつてもらつたらいいと、こう思つております。

それから今の原因不明の病害が出て影響を及ぼしておられることは、天災融資法では処置しないことではあります。水産庁なら水産庁、あるいは厚生省なら厚生省で処置して、なお必要があれば、天災法を適用する必要があるかどうかといふことを検討しなければならぬ問題じゃないかと思ひます。

○上林忠次君 処置のできない間は、天災です。人力でいかにともしがたいわけですから。コントロールしにくいのですから、これは天災です。それに対して一条設けて、特殊な場合でやつたらいいのです。十分お考え置き願ひます。

○佐藤清一郎君 今、病害が天災であるかどうかという基本的な問題で、農林省の方で何か、わしから見ると、送つていふような感じがするのですが、一体病害といふものは単に単独で出るものじゃないです。たとへば稲の穂首もちなんといふのは、風に吹かれて、穂が出たばかりに暴風にまかれて、大した暴風じゃなかったが、風にもまかれたために、たちまち蔓延して穂首もちが出た。あるいは、長い間曇つておつて葉が非常に軟弱である、従つて、細胞が非常に軟弱で、吹いたら、大した風ではなかったんだが、たちまち病害が蔓延して、一せいに穂首もちが出たといふようなことが、ざらにある。そうして、ずいぶん薬品を使つて予防をしておつても、どうにもならぬほど、防ぎ切れないほど、またたく間に出来来る。昨年の第十号台風でも、栃木県あたりでは、白葉枯病とか、あるいは穂首もちなんといふのが相当出た。これは私から見ると、天災なんですよ。病害といつても、やはり病害そのものが単独に出てくるわけじゃなくて、天然自然の氣候に支配されることが非常に多い。だから、どこで病害だといふ線を引くかといふことは、不可能なことに属すると思ひます。そういう意味において、いづれ何かといふときには、病害であるとか、これは人災だ天災だといつて、云々するわけですが、農林省としては、一つ考え方を統制して、はつきりした物の見方をしてほしいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方では、病害につきましても、台風とか、あるいは高温多湿の連続によつて起つてくる、従つて、今までは病害それ自身としての問題じゃなしに、台風とかあるいは冷害その他の害に関連して、病害のものが一緒に見ておられます。ただ、病害が出たとしても、単独に出て、そうしてそれが防除された場合に、収量が減らなかつた、しかし農業代をかけたからその金も貸してくれたらいいじゃないか、こういう問題が残るだらうと思ひます。その場合で、あとは病害だけを単独にこころあげなくても、大体今までの経験では、政令で指定することによつて天災の解釈を広げることができるといふかと、こころいふに思つております。

○佐藤清一郎君 私は、この天災法に病害をあげろといふ意味じゃない。また、農林省として、これは農業災害補償法の問題にも出てきますし、いろいろな面に出てくる問題だが、考え方が、とかく病害はこれは人的に防ぎ得るものであるといふような考え方から、冷眼視しているような感じを受けるものです。これは基本的な考え方方を統一してやつていただきたい。そういう意味から見ると、今局長が言われたような、やはり病害防除に努力したいいろいろな資料その他については、相当農林省では見るべきであらう。それでこそ初めて、食糧増産なり、農家の救済ができるわけだと考えているわけなんです。これはこの法律には関係ありませんから申し上げませんが、一つ考え方を統一して、やはりこころいふ救済の場合には十分に見てやるべきであると思ひます。

○安部キミ子君 私の質問が大へんよそへ逃げちゃつて残念ですが、さつきの漁業の補償についてのお話ですが、李承晩のラインで拿捕されたり、あるいは漁具を朝鮮に取られたりして、大へん被害が多いんですが、これは当然天災じゃないわけですね。そうしますと、何か別に取りつて法律でも、これを補償する法律ができておりますか。

○政府委員(渡部伍良君) これは漁船保険の中の特殊保険の中で見ておられるんじゃないかと思ひます。それから、国の方で、拿捕されて代船を建造する場合は、農林漁業金融公庫の融資対象にいたしております。

○安部キミ子君 それからもう一つ、鶏はこの中に対象になっておりますか、家畜の中に。

○政府委員(渡部伍良君) これはおそろく牛の増額に関連しての御質問じゃないかと思ひますが、それには入っておりません。これは大家畜だけではありません。鶏の分は一般の経営資金の中で見ていくと、こころいふことではないと思ひます。

○安部キミ子君 そうすると、鶏はこの天災資金の融資法の中には含まれないのです。どうですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは一般的に経営資金、その他農林漁業経営に必要な資金といふもので、その中で見ることにいたします。

○安部キミ子君 そうすると、これには適用されないですね、この法律には。

○政府委員(渡部伍良君) 当然適用されます。

○安部キミ子君 わかりました。

○仲原善一君 二、三お伺いしてみたいと思います。

最初の問題は、災害の認定で先ほどから問題になっておりますが、この問題で、従来市町村長にまかされておったわけですが、その申請した額とほんとうに査定した額との比率は、大よそどのくらいに見当になっておるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) これは県によつて非常に違ふのであります。多いのは五分の一ぐらいに査定しておるものもございます。その査定しておる査定額まで実際の申請が上つてこない、こういう場合もあります。

○仲原善一君 それで、今回の改正によつて特別災害地域なり、特別災害の農家というものを指定して、はっきり認定の基準と申しますか、そういうものができると、先ほどどなたかの質問では、今回のそういう形を通じて認定については大部分この貸し付けができるようなお話でしたが、それはそういうことですか。申請が大体、今度の貸付で、百パーセントとまでいかなくても、大体要求にこたえられるかどうか、この点を……。

○政府委員(渡部伍良君) これは、御承知のように、最初に災害が起つたときに、災害を県から報告しますときは非常に大きい数字が出てきます。その後これを一月なり、一定の災害の状態がつかめる時期をとつて考えますと、

相当これは減少するのが、いつでも例であります。今度の場合は、特別被害地域というものを農林大臣の承認を受けて指定することになりますから、それに基いて、その地域内の特別被害農家はどのくらいあるか、それに対する耕作面積なり経営規模はどのくらいあるかというのを算定しますと、おのずから当初の申請とは違つた数字が出てくるんじゃないかと思ひます。そういった指定を受けた後に出した金額に對しては、そう吹つかけてくることは私どもは予想しておりませんから、あまり違ひはないんじゃないかと思ひておられます。

○仲原善一君 それから、今の認定の市町村長は責任を分担するといふ意味かどうか、その点ちよつとお伺ひしたいんですが、資金を返さない場合が予想されて、その場合、県なり市町村で返さない場合には、かわつて払うという補償制度ですね、あれがあると思ひますが、今度の改正法でも残つておりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 従前と同様であります。

○仲原善一君 そうなりますと、市町村長が、何といひますか、水増しして非常にべらぼうな数字を吹つかけるのを、その点でチェックしたい、そういう意図もあるわけですか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(渡部伍良君) 利子補給損失補償を地方庁に分担させることにしたの、そういう趣旨です。

○仲原善一君 それから先ほど東委員の質問でやや明かになりましたが、利子補給の場合に地方庁で分担する金額があるわけですね。その点は地方財政の關係で、先ほど何か四七・五%から六〇%に交付税を引き上げたいというふうなお話がありました。これはこの法律に關係しただけの分をさういうふうに上げるわけですか。全体ですか。

○政府委員(渡部伍良君) もちろんこの法律に關したことだけあります。

○仲原善一君 それから今の地方庁、特に府県庁の問題ですけれども、市町村でさらにこの利子補給をやつておるところがあると思ひますが、これはやはり市町村についてもこの交付税の引き上げはあります。

○政府委員(渡部伍良君) この法律に基くものについては同じでございます。プラス・アルファでしておるものは、また別の問題であります。市町村の財源がよければできないのであります。

○堀本宜實君 簡単にちよつと伺ひますが、先ほど災害についての見解についての御質問があり、お答えがあつたように思ひますが、千田委員の御質問の中に、潮流の異変等も災害の中に加えるべきであろうという御答弁があつたと思ひますが、間違ひございませんか。

○政府委員(渡部伍良君) その通りであります。ただし、政令で指定しなければいけませんから、政令で指定する場合に、広がりその他について検討を加えます。

○仲原善一君 これはこの法律によりまして、三十一年度発生災害の被害及び地方公共団体の負担の実情から見ても、また追加して三十一年度の災害についてこの法律の適用をするというふうにありますが、昨年春起つた潮流

異変において、九州、四国等の沿岸漁業、特にイワシ漁業について非常な災害が起つておりますことは、御承知の通りであります。それにつきまして、市町村並びに県におきましては、それぞれ利子補給並びにこの債務の保証等をいたしまして、普通銀行あるいは中金等から金を借りて、またそのあつせんについては農林省から大へん御援助をいただいた地域がたぐさんあると思ひますが、これらの問題につきましても一般地方から災害援助金を公募し、あるいは救済物資を送りますとか、あるいは救済物資を送りますとか、あるいは救済物資を送りますとか、いろいろの助成事業があるわけでありまして、そういうふうな被害沿岸漁民に對しての融資を、さかのほつてこの法の適用を受けて借りかえをすることは、よろしくございませうか。

○政府委員(渡部伍良君) 法律の第二条にありますが、「天災(当該天災による被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大であると認めて政令で指定するものに限る。)」と、こういう条項があります。天災の認定と天災の幅、広がり、認定の問題になるわけでありまして、従ひまして、豊後水道の關係につきましては、この指定について検討を加えました結果、それについて議論をしておるよりも、県の方で負担ができればそれでやつてもらつた方が迅速で効果的であるんじゃないかと、こういうことでやつたのであります。

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

○政府委員(渡部伍良君) これは御承知のように、天災が起つたつど、その天災の態様に應じて特別法を出してやつてきておつたのを、三十年に、それは国会の開催を待つて処置したんでは間に合わない場合があるだろうか

ら、恒久法にしまして、その災害を政令で指定してやたらいいのじゃないかというのであります。従って、二十八年の天災法の趣旨を踏襲しておるものと私もでは解釈しております。ただ、先ほど来議論になっておりますのは、法律の字句の解釈についていろいろお話がありまして、それについてお答えいたしておりますので、今度運用の問題になってきますと、従来の経過、あるいは地方の財政負担、あるいは災害の程度、こういったもので、一がいどこまでの範囲ということとはなかなかきめにくいのではないかと思います。この法律では「被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大である」と認めて政令で指定する、この「国民経済に及ぼす影響が大である」という見方ですね、これも相当幅があるのではないかと思います。従いまして、それを金額で、五億以上の被害が国民経済に影響を及ぼすのか、一億以上の被害が国民経済に影響を及ぼすのか、こういう問題が残ってくるのではないかと思います。従って、それらは相当幅の広い運用を行政庁としてはやらなければならぬ、こういうふうに考えております。

○重政廣徳君　そこが問題で、従来の例を見ると、この関東の霜害、桑やお茶の霜害、相当の大きな霜害を起した。あれは二十九年です。それから、そのときに、この法律で融資をせねばならぬ、法律を出そうというので非常にめめたんだ。それはそこまでやらなくてもいいんだという大蔵省の意見で、それくらい程度のものではなかった。しかし、農林省は、今おっしゃる通りに、できるだけこれは――従来は相当大きなも

の、いわゆるここにも言っておる国民経済に影響を及ぼすと述べておるが、とにかく大小国民経済に及ぼすのだから、農林省はできるだけ農民の立場に立つて、この政令の範囲をゆるめて、まあ従来よりも進んで融資をやろうという方針で一つ願います。おそろくそういうことはやらぬだろうと思われけれども……。

○委員長(堀末治君)　どうです、時間も……。

○千田正君　今の重政さんの質問は重大です。農林省に聞きますが、さっきから重政さんの発言は非常に重大な方をして、天災の融資をやるかという事です。たとえば、従来のあれは二県ないし三県にまたがった、いわゆる国民経済に及ぼす影響大なるものという見方です。この天災法を私はもっと拡大解釈して、たとえば一県のうちで一億なら一億の損害を受けた場合に対しても、これを適用するんだとか、この天災法の適用する範囲を明確にして下さい。

○政府委員(渡部伍良君)　ですから、この法律のできた趣旨は非常に大きな規模のものであったけれども、私の方の運用は幅を持って運用をいたさなければならぬと心得ておる、こういう回答を申し上げたのです。それが一災害四億がいいか、五億がいいか、一億がいいか、しかし一市町村とか、小さい一つの川がいたんだとか、こういうところまで及ぼしてもいいのかわるか、そこには問題があるのではないかと思います。それは一がい災害の被害金額だけで申し上げられないので、その県の財政の状況、あるいはその県の農業の

状況等もやはりあわせて考えなければいかぬのではないかと、従って相当幅を持って運用したい、こういうふうに考えております。

○千田正君　これは非常に法律がこの法律を施行するに当って、あなた方が考えなければならぬこと、それからわれわれの考えなければならぬこと、最大の重点はそこなんです。ということは、今の地方財政で、完全にいつている所がどこにありますか、赤字を出さぬと。ほとんど地方財政再建整備法にかならないものはないほど、農村漁村を主体とした県が多いのです。そして災害を受けて大蔵省に要求してきても、小さい一県くらいはあれは、小さいんだからお前たち単独で救えという声しか出てこない。それじゃ意味をなさぬのです。私は、この法律があなたの方の言うようにりっぱな法律であるとするならば、少くとも地方財政の貧困な現況であるから、一郡くらいの被害を対象として考えるくらいは幅を持たなければ、意味ないと思う。その適用範囲をはっきり――今明確にできないとしても、あなたの方の腹がまえはどの程度だということを伺わなければ、今までも何回となくこういう問題で大蔵省へ行つてけられ、あなたの方では返事をしない……。

○政府委員(渡部伍良君)　御趣旨はよくわかるのであります。具体的にその災害の態様、広がり、地方財政等を考へて、幅の広い運用、こういう程度以上は、具体的に災害が起つた場合に、地方庁、地方庁と相談していく以外にないのじゃないか、こういうふうに考へております。

○清澤俊英君　御答弁は要りませんが、ただいまこの法律改正の要旨の一つとして、会計検査院の批難事項等が中心になって出てますので、批難事項はこれこれのことがあったということだろうと思う。われわれもあまりあれを勉強してはなかったことは、まずお詫言せなければならぬが、そういうものが起る原因というものが、どこにあるだろうと思う。そういうものについて批難事項が、同じようなケースで出てくる原因というふうなものをこの次の機会に一つ大体教えてもらいたい。この次の機会に……。資料が出ておりますならば、示しておいていただきたい。

○説明員(和田正明君)　ただいまの御質問の問題点を申し上げますが、検査院から指摘を受けた融資総額は相当多額に上っておりますけれども、そのうちの大部分は、第一は、信連から金を借りた単協が、それを農家に貸しませんで、自分で信連に定期預金をしたり、ないしは自分の運転資金として使つてしまつたケースでございます。そのケースは、もう一つ、単協が農家に貸した場合にも、農家がそれを一銭も使いませんで、定期預金にして利ざやをかせいでおつたものというものもございますが、大部分のものは、要するに、農家へ貸さないで、農協が自分で運転資金に使つたり、決損の補てん金に充てましたり、場合によっては、市町村と話し合ひまして、消防ポンプを買いますとか、部落の建物を建てますとか、そういうことをいたしたのであります。

○清澤俊英君　私の質問しているのは、そこまではわかる。だから、そういうことが行われることが、ただそういう当局者だけの行為でいくのか、その行為というものの先に、何かまた段階があるはずじゃないか、こういうことなんです。これをお調べになつたかどうか、こういうことです。そういうものに対して調べた……。そういう行為が一つあるでしょう。非常な不当な行為が行われるその先に、ま一つ何か原因がないか、こういうことなんです。

それを簡単に私は申し上げますが、われわれの知っておる範囲においては、町村が保証して一応金を貸す。貸すが、その支払いができない場合には、町村がまた補償しているのです。それを国がまた補償しているのです。こういう順序だと思ふ。ところが、それを隠してしまふ。隠して、ほんとうに要りような人間に貸さないのです。貸したら、とれない。とるのがめんどうだ、こういうことになる。それが大体のようになって、そういう横道の流用や、その力をもつて一たん貸した形にするか、貯金の形にして、横へ逃げる、私はこう思つてゐる。そのところを何とかして直さなければ、法律を幾つか作つてみても横へ逃げてしまつて、ほんとうのほしいところにはいかないのじゃないか。これを何とかしてやらなければ、片がつかないのじゃないか、私はそう思つてゐる。そこでまあお調べになつておつたのかどうか、こういうことなんです。

○政府委員(渡部伍良君)　まず事実どういうことをやっておるかということ、これは、この前農林経済の資料を出してお

りますので、これを見ていただきたいと思ひます。清澤先生が言われるのは、百姓に返済能力がないから貸さないのだらう、こう言われるかも知れないが、私は、そうでないものであつて、組合の当局者が本気になつて組合員のことを考えてないのじゃないかと思ひます。この指摘されている内容を見ますと、それから、たとえば旧債の借りがえといふようなものも相当件数があります。これは手続が不十分であつたという解釈もできると思ひます。どうせ借りなければいけぬわけですから、そういうものはあまりやかましく言わないので、今金融課長が申しましたように、末端まで流れていなくて、事業主体が使うとか、また信連に定期預金するといふのは、許せないのじゃないかと思ひます。これはやはり組合の当局者の農業政策なり農業施策に對する考え方といふものを考えていかなければならぬ。その末端にもう一つ、借り入れることができないような経営規模の農家を置いておくことがいかにないかといふ問題に発展するかと思ひます。議論をすれば、しかし、これはこの天災法では解決できない問題でありまして、また別の措置を考えなければならぬわけでありまして、この天災融資の面から見れば、私は組合の人がもう少し考えてくれなければ困ると思ひます。

○清澤俊英君 大体補償するのは五割まででよろ、国の補償するといふのは、全額なんですか。不払いのものが出た場合には、全額補償してくれるのですか。何か、五割じゃないかと思ひましたが、それで、僕が今まで聞いた経験したところによると、五割まで

はあなのだ、それを十割貸す。しかし十割全部返さぬといふやつはないだらうから、あとの五割くらいは、君らが出せないという観点に立つても、これは国が補償するのだからいいじゃないか、こういうことを僕はしばしば言つた覚えがあるのです。そういう場合に貸さないのです。お前には返済能力がないのだから、現に返せないのだからといつて、それは問題にしばしばなるのです。それが村会議員とか農協の幹部とかに頭から、お前はだめだ、こういうふうに言われれば、それを押し切つて出るだけの力を持ちません、現在の農村では、そういうところが、危険予防として、大体村に使つてみた

り、農協で固めてみたり、いろいろの方法をとつて、実際の活用を防げている、こういうことになるのです。

○政府委員(渡部伍良君) しかしそれはやはり根本的な問題になるので、農業団体は何のためにあるのか、こういう問題になつてくるのじゃないかと思ひます。農業団体は、協同組合は協同組合のメンバーのためにサービスするためにあるの、それがそういう理由でそういうことをするということは、私は協同組合の監督官庁として許せないと思ひます。それははっきり申し上げます。それはそうなる、何のためにやつてゐるかといふことが了解できないのです。

○清澤俊英君 あなたが許せないといふてみても、そういう批難事項が出てゐるのです。その批難事項の原因がそういうものであつたとすれば、組合自身もつと生きてゆくような方法、同時に、もつと下の方まで徹底してゆくような方法を考えられることが、一番

重要性を持つと思ひます。これは農業協同組合の本来の性格からいって、うそのものだと言つても、これは幾ら言つてみたところ、現実の批難事項は解消しないのだ、こういうことになる。そこが大事なところだ。どうしたら下まで、末端まで通す方法がつけ得るか、これが問題なん、これは土地改良法などは、よけいな話になります。問題として取り上げるべきものはそれなんだ。あのたぐさんのいろいろの問題の起きているのを改善しないで、ただ連合会を作つただけで、頭の毛が長いから泥棒するのだから、連合会

ますか、目的とは違つた工合に運用されておつたといふことは事実でありますので、改正案では第三條第一項におきまして、利子補給の補助金は信連に出すことをやめまして、単協が農家に資金を貸し出したことを確認してから、直接単位協同組合に貸し出すように法律を變更するといふことにいたしました。従つて、御指摘の点も相当防げる、會計検査院に指摘された点も半数はここで減るのではないか、こゝういふふうに考えます。

さらに第八條を置きまして、知事に検査あるいは指導の権限の一部を委譲することにしまして、三十二年度では約一千万円余りの金を交付することにいたしました。これはこの金は、検査指導のみならず、あるいは講習会でありますとか、県庁で融資の組合別のカードを作る、そゝういふふうな費用にも使つております。これは自後の補正といふか、不当なことをやつたのを自後からは正していくといふことも相当行います。初めの指導と自後の補正といふことをやることにいたしますので、これらの点で御指摘になりました。御心配のところは、私どもの方といたしましては、今後は、百パーセントとはいかないかもしれせんが、十分目的を達することができるといふやうな、こゝういふふうにか考へております。

○河野謙三君 午前中も申し上げましたが、従来から見ても非常に改善された案だといふ点は認めますけれども、市町村長の認定をもつて一応最終とするといふことは、何と申しまして、私には不徹底であると思ふ。そこで別の角度から認定する、市町村長の認定に

よつて最終とするけれども、実際に運用した場合、運用のあとを常に、ほんとうに農家に行つたものか行かないものか、また農家に行つたとしても、その農家がほんとうに被害農家としての資格者であるかどうか、行つた金が、農家がほんとうの被害の資格者でなければ、その金は別な方面の目的に使つてしまふ。この場合は一つの不正です。そゝういふことをあとから確認していくといふことによつて、従来の弊害を私はある程度ためる方法があると思ふ。その場合、確認の方法が今まで、信連に借しておつたものを、補助金出しておつたものを、今度は単位協に出すのも一つの方法だと思ひますが、そゝういふ確認の仕方について、今二つの御説明がありましたが、そのほかにさらに何か確認の方法について具体的な方途をお持ちになつておりますか。たとえば今私が申し上げましたように、単協は確かに農家に貸した。これは確認する。その借りた農家が果して資格者であつたかどうかといふやうなことにいつての認定はどういう方法でされますか。

○政府委員(渡部伍良君) でありますから、先ほど申し上げましたように、権限を知事に委任すると同時に、補助金を出しまして、できるだけ、県によつてどういふふうになつておるか、かりますから、そこへ係官が行きまして組合を検査してもらふ、こゝういふふうにか考へております。私の方でも今まで本省から数県行つておりますけれども、それによつてもだめでありますから、今度は知事にそれをやつてもらふ、こゝういふことにしております。不適正な場合があればしつぱしといふ

と、こゝういふことでやつていきたいと思つております。

○河野謙三君 そゝうしますと、知事にそゝういふことを依頼するといふふうになりますと、そこに予算上の措置が必要ですね、検査に要する。それは何か具体的に……

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど御説明いたしましたように、約一千万円余三十二年度からその費用を組んだのです。一県当り二十万円余組んだのであります。

○島村軍次君 人件費は……

○政府委員(渡部伍良君) それは検査指導費……

○島村軍次君 人は……

○政府委員(渡部伍良君) 人は、県庁の役人を使ひます。

○委員(堀末治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(堀末治君) 速記を始めて。

他に御発言がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(堀末治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(堀末治君) 御異議ないと認めます。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(堀末治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の

一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(堀末治君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもち、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によつて、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(堀末治君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

なお、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

重政 庸徳 秋山俊一郎

仲原 善一 柴田 栄

堀本 宜實 上林 忠次

鈴木 一 北村 暢

清澤 俊英 島村 軍次

河野 謙三 藤野 繁雄

田中 啓一 佐藤清一郎

千田 正 小笠原三三男

羽生 三七 下條 康鷹

○委員(堀末治君) 速記をとめて。

午後二時四十五分速記中止

午後三時二分速記開始

○委員(堀末治君) 速記を起して。

それでは、これから土地改良法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この法律案につきましては、すでに予備審査に入っておりますが、この法

律案は間もなく衆議院を通過して送付される見通しのようでありますから、引き続き予備審査を進めることにいたします。御質疑の向きは順次御質疑願ひます。

○重政庸徳君 先日委員会におきまして要求をしていただいた特別土地改良工事の実施計画並びに経費負担等に関する資料が、農林省から配付されましたので、まず、この資料について説明を伺いたいと思ひますが、委員長において適当に御取り計らいを御願ひ申し上げます。

○説明員(立川宗保君) お手元に土地改良法改正案関係資料という印刷物があると思ひますが、これに基きまして御説明を申し上げます。

まず最初に、特定土地改良工事特別會計の關係の問題でございますが、この新しい特別會計で取り扱います工事は、まず第一に、灌漑排水施設の新設または変更の事業でございます。これは法律の規定では「かんがい排水施設の新設又は変更で政令で定めるもの」といふことになつておるわけでございますが、その政令をもつて規定をいたしますが、その内容をいたしまして、内容はその(1)、(2)と書いてございます。本年、本年度から新規に着手をいたしますもの、それから現に施行中の灌漑排水工事でございます。す

みやかに工期を早めて完了をするといふことによつて事業効率が高められるといふもので、地元の希望等が非常にありまして、技術的にも判断をいたしまして適当だと認められるものを考えたい。いづれにいたしましても、この(1)、(2)につきましても国営事業を予定をしておるわけでございます。

次に第二番目といたしましては、埋め立てまたは干拓の工事でございます。これは土地改良法の第二条第二項第四号に規定をする工事でございます。これは干拓、埋め立てにつきましても、営事業及び代行事業を含めまして、この特別会計で取り扱いたいと考えておりますが、新規事業はもちろん、従来からの継続事業もあわせてこの特別会計で取り扱う。でありますので、干拓事業は営事業と代行の継続事業まで含めますから、ほぼ干拓の大部分、補助干拓を除きました事業はすべてこの特別会計で取り扱うと、こういうことになるわけでございます。

次に、災害復旧でございますが、一の灌漑排水施設の新設、この特別会計で取り扱いますところの灌漑排水工事ににつきまして、その災害復旧をいたすという場合には、これをその特別会計で取り扱う、かようにいたしたいと思うのでございます。干拓、埋め立てにつきましましては、これは全額国費をもつて一般会計でいたすということで、しばらくこの特別会計には含めておりません。

次い、この特別会計で取り扱います事業の負担金——地元の負担率の徴収方法につきまして、現行制度と新制度とを比較して申し上げます。まず灌漑排水事業でございますが、この負担率は現在はその事業費の四〇％を徴収しております。特別会計におきましては、こうしたためにスピード・アップされるというよりなことを考え合せまして、事業費の四二％を都道府県及び地元受益者に負担をしていただく。それから先般もちょっと申し上げたことでございますが、地元負担部分を従来と

異なりまして、この特別会計ではまず借入金でもって金を借りまして、そうしてどんだんすみやかに事業を行うということになりますので、その借入金に相応する利子負担が出て参ります。これを建設利息、この建設利息を地元にかけていただく、かよになるわけでございます。それからその徴収の期間でございますが、負担金の徴収期間、これは都道府県におきましては、現行制度は事業に着目をいたしますと、その翌年から十三年間で納めていただくわけでございますが、その間据え置き三年を含めまして、十三年間で納めていただくということになります。ところが、今回の特別会計では、事業が完了いたしました後、十年間で都道府県から納めてもらひ、こういう工合になります。それから地元の農民、受益者の分でございますが、これは現行制度も事業完了後十年間でございます。この特別会計でも同じく事業完了後十年間でございます。それから利子でございますが、その負担金の利子部分につきましては、現行では都道府県は六分五厘、受益者は五分ということになっておりますが、特別会計では都道府県及び地元受益者をあわせて六分という工合にいたしておるわけでございます。

次に、干拓事業でありますが、干拓事業について申し上げますと、負担率は現在やっておりますのは、農地法に基きましてその土地を売り渡すということにいたしております。そこで農地法に定められた価格によつてやつておるわけでございますが、これは平均反当り一万二千円が大体基準でございます。今回はこの農地法によつて従来廻

置をいたしておりますものを、土地改良法によりまして新しい規定を設けまして、土地改良法で負担金を徴収し、土地を処分すると、こういう工合にいたしましたのでございまして、土地改良法の九十条及び九十四条の関係におきまして、かような処置をいたしておりますが、その負担金は事業費の二〇％を徴収をいたします。ただし、これは三十二年度以降に要しました事業費についてでございます。三十一年度以前に支出をいたしました事業費につきましては二〇％を徴しませんが、五％、おおむね農地法によります売渡価格のことを勘案いたしまして、この率を二〇％よりだいたい低下をいたされたのでございます。それから、先ほどの灌排事業で御説明を申し上げましたところに相応しまして、建設利息を負担をさせていただく、かようにいたします。それから徴収期間は、現行では農地法によつて売り渡しますので、自作農特別会計の処理によりまして売り渡し後二十四年以内、もつとも事実上はもつと早く納入をされておりますが、規定をいたしまして二十四年以内に分割をして払つていただく、かようにいたしております。ところが、今回の特別会計におきましては、事業完了後二十カ年間、据置期間は三年を予定をいたしましたので、以後十七年間で納めていただく、かようになります。利子率は現在の自作農特別会計にあります土地の売り渡しの場合の利率によりまして、五分五厘を徴しておつたのでございますが、今回は土地改良特別会計の借入金の利率、つまり資金運用部特別会計から借りますので、その借入金の利率と合せまして、六分という工合にいたしましたのでございます。

次に災害復旧事業ですが、これは灌排だけでございますことは先ほど申しました通りですが、その負担率は、現在はその事業費の三五％を徴しております。その特別会計で参ります場合には、事業費は三五％、先ほど来御説明を申し上げた通り建設利息を合せて負担をしていただく、かようになります。それから、徴収の期間でございますが、これは現在のところは、先ほどの灌排事業のと同じでございます。この特別会計になりました場合の徴収期間も、灌排本来の事業の特別会計のやり方、つまり都道府県、地元受益者分ともに事業完了後十年、こりいう工合にいたしております。利率率も、先ほどの灌排のと同じように、現行特別会計ともに規定をいたしておる次第でございます。

注のところは、先ほど一言をいたしたところでございますが、千拓事業によつて造成された施設についての災害がありました場合は、全額国庫負担として従来通り一般会計で処置をする、こういう工合にいたしております。

次に埋め立てまたは干拓地を処分
いたす場合に、従来は農地法の規定に
従つて処置をいたしておりましたが、
今回は土地改良法に新たに規定を設け
まして、処置をいたすという工合にい
たしました。そこで、どこで切るかと
いうことでございますが、これは従来
の方法によつて、処置をいたしますも
のは、すでに工事が完了をいたしてお
ります地区の中にある土地、それから
継続地区でありますものは、大体も
う干陸をいたしまして、干上りまし
て、土地配分計画を立てて希望のある
人は申し出なさいと、こういうことを

申すわけではありますが、その農地法の規定によつて土地配分計画の公示があつてもう希望者を募集しておる、こういうものにつきましたは、従来の方法によつて処置をいたす、こういう工合になつておるのでございます。

續いて御説明を続けますが、次に、現在あります土地改良協会の関係の資料の御要求がございましたが、現在ありますものは、全国の土地改良協会は一つ、都道府県の土地改良協会が四十六ございます。そのうち法人でありますものは、全国のものは法人でございすし、都道府県のうち法人でありますものは二十四、民法の法人でございす。それから法人格を持っておられないものが二十二でございます。これは任意団体でございます。

次に、各協会の経済的規模を書きま
したが、次のページは全国土地改良協
会歳入歳出、ごらんの通りでございま
して、昭和三十年年度決算によりまし
と、九百二十七万一千円という規模で
ございます。それから都道府県の土地
改良協会は、次のページですが、これ
は県によつていろいろ規模が違いま
す。これは報告がございまして、三十の
協会の平均数値でございしますが、ごら
んいたく通り、九百六十万円という
ものが大体平均規模になっておる、こ
ういうことでございます。

○重政廣徳君　今の説明によつて、疑問の点を順次お尋ねいたしたいと思いますが、この特別会計で取り扱う工事の、第二の、「現に施行中の事業のうち速かに工事を完了することにより事業の効率が高められること等を勘案して適当と認められるもの。」とこう書いてありますが、しかもそれは国営事業

のみを考えておると、こういう御説明であつた。今継続事業についての規定だらうと思うのですが、すみやかに工事が完了して事業の効率が高められなものはないと私は思うのです。だから、これはきわめて抽象的なんです。大体今継続中の地区では、どういふ限度で特別会計に入れる方針であるか、その点、ちょっとお伺いします。

○説明員(立川宗保君) 実は本年度の予算の予定といたしましては、灌排事業は本年度着工を予定いたします新規地区だけにしております。この(2)というは、本年度の特別会計予算では予定をしておりますが、将来の問題になると存じます。で、ただいまお尋ねのように、これは継続地区につきましても、一般的に申せば、すみやかに工事が完了すれば非常に経済的効率が上るといふことでございますが、ただ一つ、特別会計に入ることによつて形式上の負担がふえるわけであります。そこで従来の、一般的に申せば工期が早くなれば、形式上の負担が四〇%から四二%にふえましても、建設利息を払うことになりましても、農民としては利益が上るとわれわれは判断いたしますけれども、その当該の地区の農民が、いや、おれたちは従来通りでいいのだ、こういうものもございまして、従つて、これはその地区別に地元の意見も徴し、また予算も別途考へるということにしなければならぬと思ひますので、一般的にはかように考へておきまして、来年以降の予算で具体的に処置をいたしていきたい、かように考へております。

○重政廣徳君 これは、あるいは三十四年度までに完了の見込みのあるものかかつていただきたい。

は従来通りの形式でやる、後年度にまだ事業が残るものはこの特別会計でやるとか、あるいは工事が今進捗しておつて、何%まで進捗しておる、その限度においてこれを特別会計でやる、こういうのはつきりした区分をつけねばいかぬ。予算の都合でやるとか、何とかなるとかいうが、そういう性質のものでないと思う。干拓は全部入れてある、そういう方式のものに。だから、それはちよつとおかしいのですよ。

○説明員(立川宗保君) 御指摘のようないことが確かにあつるかと思ひますが、これはともあれ、三十二年度の予算としてはさしあたり予定をいたしておりませんので、今お話しのような点を十分考へまして、すみやかにこの(2)で処理をいたしますもの考へ方を政府の内部で取りまといたい、かように考へます。

○重政廣徳君 私は、三十二年度に国営事業の土地改良事業、灌漑排水事業を特別会計に入れなかつたといふことが、非常に政府の手落ちだらうと思ひます。先般の委員会では、時間的にその余裕がなかつたといふような御答弁であつたのでありますが、これは非常に農林省の手落ちだらうと思ひます。もちろん、今三十二年度の特別会計にそれを入れるべき操作をせよと言つても、時間的にこれはだめだらうし、また当事者の意思を尊重せねばならぬ。だけれども、これはすみやかに三十三年度の予算に組み入れるといひましても、その場合に、また時間的の余裕がないとか、何とかいふようなことを言ふぬように、一つ即座にとりかかつていただきたい。

それから、なお、これは国営事業のみあれをやつてもその効果が上るのじゃない、事業によつたらばですよ。だから、国営事業に全部とはいひやしないが、国営事業による付帯事業を、やはりこれを入れて急速に工事をやらなければ、国営事業に投じた資本が能率を発揮せぬ、効果が上らぬといふやうな顕著なものは、私は当然これはこの特別会計で取り扱ふべきものだと思います。その例は、先般申し上げましたように、東京の近くの千葉県の阿蘇用水を視察すればすぐわかる。国営事業は比較的進んでゐる。ところが、それに付帯する県営事業が、しかもこれは相当大きな金になつておる。その事業は少しも進まない。だから、国営事業が進んでもその効果は発揮せぬ実情である。もちろん阿蘇用水のみならず、そういう所がまだあるだらうと思ひます。だから、そういう特殊な所は国営事業のみといふやうなことでなしに、相当考へてもらふなければならぬ。これに対する御意見も承りたい。

○政府委員(中尾博之君) 御質疑の点は、実体的に見ましてきわめて重大な問題であると思ひます。国営事業がさらに興営、あるいは団体営にこれは密接な関係をして、それらを含めまして、全体が合理的な計画で進んで参らなければ効果も上りませんし、いわんや負担関係等においても妥当を欠く結果になるというところは、考へられるところでございます。もちろん工事によりましては、国営事業の改良によりまして、効果が必然的に既存の施設にも及んでいくこともございしますが、なべて申し上げますならば、これは全体の合理的な姿で計画され、

実施されなければならぬものであるといふことは、当然だらうと思ひます。その点は、政府といたしましても考慮いたしておらなければならぬところでございします。従ひまして、今回のこの借入金金の制度を開きまして、若干とも国営工事の一部が早くなるということになつた場合においては、これに即応しまして、補助事業も早くやつていただかなければいかぬという関係が出て参ることは当然でございます。従ひまして、補助事業の経費配分その他につきましては、十分にその点を考へまきであらう、こう考へます。

なお、その際に、これらの補助事業の補助金を、この特別会計を通すかどうかという問題につきましては、これは補助金の方につきましては借入金という関係もございしません。補助金は補助金の制度に乗つてちゃんと施行されて参りますので、手続上はこの会計を通す必要はないかと存じます。この会計の事業といふものは、この会計の事業計画といふものを持ち、これによつて行われるわけでございしますが、大宗となりましますところは、やはり一般会計よりの繰り入れでございします。結局は予算の全体の取り扱い、各年度におきまして、この大綱がきまるものでございします。その際に適当な予算が組まれますならば、今の御懸念の点は解消するわけでありまします。かりに、逆にこれが不適当でございしますと、御懸念の問題が起るわけでございます。この点につきましては、実態はまさに御質疑のやうな問題を痛感いたす次第でございますが、この特別会計に入れるとい

う点につきましては、技術的なお若干問題があらうと存じます。また特別会計に入れたからといふことで、自動的にさらりと解決されるという問題ではございしません、要は、政府におきまして、そういう関連の事業に對しまして、適当な財政資金を割り当てていかないと、このところにかかつてゐるものかと考へます。これらの点につきましては、今後の取扱ひをいたしまして十分に疎漏のないようにやつていきたい、こういうふうに考へてゐる次第でございます。

○重政廣徳君 この点は、今の御説明を聞けば、これはいつでもそういう説明を政府はしている。それから当然関連があるもので、いつ聞いても、今法規課長の御説明のやうな答弁です。だけれども、実際は一つの補助事業として一本になつてゐる補助金を、これは国営に付帯するものだから、国営だけ優先的に持つていくといふことはなかなかむずかしいのです。もちろん十分な補助金を計上しておればいけれども、そういう日本じやなし、大蔵省でもなし、だから、これはある別な、別建な特殊なものとした補助金として計上するか、何かのところで工夫をしてもならなければならぬだらうと思ひます。

それからなお、私申し上げる趣旨は、いわゆる団体へまで、末端へまでやれば、これはこれはこたへないのだけれども、そこまでは考へておらぬ。これは、こまかい事業になると、水がそこまで来れば、足もとまで来れば、不完全な、にわかになぞを掘つても、この水は利用するといふやうな農民の心理です。だから、せめて県営とい

ふ点につきましては、技術的なお若干問題があらうと存じます。また特別会計に入れたからといふことで、自動的にさらりと解決されるという問題ではございしません、要は、政府におきまして、そういう関連の事業に對しまして、適当な財政資金を割り当てていかないと、このところにかかつてゐるものかと考へます。これらの点につきましては、今後の取扱ひをいたしまして十分に疎漏のないようにやつていきたい、こういうふうに考へてゐる次第でございます。

○重政廣徳君 この点は、今の御説明を聞けば、これはいつでもそういう説明を政府はしている。それから当然関連があるもので、いつ聞いても、今法規課長の御説明のやうな答弁です。だけれども、実際は一つの補助事業として一本になつてゐる補助金を、これは国営に付帯するものだから、国営だけ優先的に持つていくといふことはなかなかむずかしいのです。もちろん十分な補助金を計上しておればいけれども、そういう日本じやなし、大蔵省でもなし、だから、これはある別な、別建な特殊なものとした補助金として計上するか、何かのところで工夫をしてもならなければならぬだらうと思ひます。

ものは、国営に付帯する県営事業、しかも特殊なそういう性質の、たくさん、大きな事業で十何百という県でやる、両総用水、そういう例をとつてみても、そういうようなものは、やはりこの国営で、特別会計で事業を進行するものと自然にマッチして事業を進行するよりな何かを考えてもらわなければならぬ。私は特別会計に入れば一番いいと思います。そんな大したものではないだろうと思います。だから、一応のありきたりなことではに、一つ将来——将来ではない、もう三十三年度、間近なんですから、これは十分考慮してもらわなければならぬということを申し上げておきます。

それからなお、第二番目には、灌漑排水の利子ですね、事業費の負担割合、もとはここに示してあるように、地元は四〇％である。ところが、四二％というのは、その二％の根拠を御説明を願いたいと思います。

○政府委員(中尾博之君) 大蔵省から御説明申し上げる筋合いかどうか、私ちよつと意を尽しませんかもしれませぬが、私の方で承知をいたしております関係を申し上げます。なお足りません点は、農林省の方からお願いいたします。

今回の特別会計の構想が出たわけですが、この構想の基礎になりますのは、生産性の高い事業、こういうものは、生産性の高い事業、こういうものは、を特に今後取り上げようではないか、さらにそれについては早期にこれを行いまし、ますますその生産性を高めようではないかというところから、借入金が考えられ、その結果、その経理のために特別会計を考えた次第でございます。そこで、この負担金の問題で

すが、そのように生産性の高いものでございまるから、そこで受益と申しますか、その得られます利益、これらもちろん食糧増産の広い見地から見ますれば、国民全体の利益であり、し

かもそれは、当該受益を直接受けられる農村の方々の直接の収益にもこれがなるわけでございますが、これを見込まして、取り急いだものにつきまして、そのためによい必要とする金につきましては、そういう特別な得ら

れる利益の範囲内でその新しい負担区分をきめて参りましょうというのが、原則であつたわけであります。端的に申しまして、四〇%と四二%、こう比べますと、二%という差がございます。この二%とは何かということにな

りますというのと、この二%だけでも、率直に申しまして、これは説明はございません。ただ、この四二%を基礎にいたしましたのは、これと建設中の利息でございますが、これと両方からみ合せまして、それによって農民の方々

が御負担になるその負担額を考えまして、それが取り急ぎまして、特に生産性の高い事業を取り扱つて参りまする場合の農民の方々の得られる利益を見たその一部分である、その範囲内のものである。その一部分のものであつ

て、従来の負担区分の場合に農村の方々が負担をされておりましたその負担に比べてまして、実質的に同じようなものになるようなものを考えたのでございます。その結果、事業費の四二%及び建設利息、こういうことになり

ましたのでございまして、四二%と四〇%だけの二%はどうかということになりますと、これは率直に申し上げまして、その説明は実は申し上げる

何がございせん。全体で一つ御比較になりまして、そして御理解を得ない、こういうふうに考えております。検討の経過はそういうことでございます。

○重政廣徳君 これは、全体を考えれば、ますます理解できぬようになるのです。とにかく七年で早くやつてやり。今まで予算が少いものですか。十年もかかっておつたのだが、それで借入金をして仕事を七年間でやつ

てやろ。その七年もはつきり法律に書いてないのでわからないが、それとにかく借入金をして早うやつてやるから、その借入金の利子はみな出せ。ところが、七年早くなったから二%だけは農民はよい出せと、こう

いうことですか。総合的に考えれば、
 そういう精神であるというよりほかに
 僕は考えられぬのですが、どうです
 か。

○政府委員(中尾博之君) 大体私の申
 上げたことは御理解があるのじやな
 いでしょうか。

いかと思うのですが、ただ、今の建設利息の分は、かかるからそれだけ出せ、それから二%を早くやるのだから出せということか、というお話でございます。形の上ではそういう形になっておりますが、決してこれは早

くやるからその分だけ出せとか、それからほかはおそくてもよいとかいうような趣旨ではないのでありまして、早くやるやらないはこれは政府がきめたことで、早くやって事業効果がよく上がるような政策も、政府が作ったもの

のでありまして、従ひまして、結果として現われますのはその受益であります。その受益を予定いたしましたので、その中でもって従来の負担区分とも考

え合せまして妥当なる線を出したのが、これでございます。別に取引というよりな関係ではないのでございまして、税金的な考え方も持っております。あくまで受益ということを基礎に

す。
 ○重政腐徳君 私は、きよりは法規課長と議論をしようという考えでなかつたのです。これは大蔵大臣か、少くともそういう人の責任ある答弁をと思つて考へてやつておる次第でございます。

ただのだけれども、抱ええにならないので、しようがなしに私はこういう議論をしているのですが、それはだれが聞いても、ちょっとふに落ちぬですよ。まあそれはさておいて、ここで幾らやったところで結論つかぬのですが、

ところが、その利息ですね。今まで利息は現行が五分五厘と六分五厘、それで、あと今度は特別会計で平均して六分と、こういう観念だろうと思うのだが、ところが、この五分五厘と六分五厘というものは、今まで補助をもらっ

たその事業量の地元負担部分の借入金と、そうでしょう。現行はそうじゃないのですか。その点をまず第一に、農林省からでもいいですよ。

○説明員（立川宗保君） お話の通り、現行の利子は……。

○重政庸徳君 簡単に一つ願います、
時間がかかるから。
○説明員(立川宗保君) 現行の利息
は、都道府県及び農民が負担をする部
分についての金利でございます。
○重政庸徳君 ところが、今度の六分

の対象になる元金は、そのみじやないでしよう。早くやるために、補助金
が少いから、少いところを借入金で埋
めてやろうというものを加えた、負担

金を加えた元金に對する六分でしよう。

○政府委員(中尾博之君) その点は、ちよつと御理解が違ふのじゃないかと思ひますが、別に補助金の振りかえの

分じやないのをごいまして、従来はこれは國營事業でありますから國が全部行うのですが、その財源といたしましては、國が六割、それから都道府県を含みます地元受益者が四割、ただし、その四割というものは、終局にお

いは、納税者の負担すべきものではないかもしれませんが、一応納税者の方で立てかえをいたしておるその分を、あとで事業が終つてから返していただくという形になっておるわけです。従つて、今までの国の予算の組み方で申し

ますと、元来納税者が負担すべき部分と、それから受益者の方に負担していただく部分とを合せて、予算をいたしておったわけです。今回は、その合せて予算をいたしておりました金額を、全部納税者負担の方の割合の分に充て

まして、そのほか、それに対応しますところの受益者負担の分につきましては、これは納税者の方の負担にそこまでかけるわけに参りませんから、そこで別途金融の道を開きまして、それでその分を借入金によってまかなう、

それです。それでつなぐという措置を講じたものでございます。

御質問の趣旨は、補助金の肩がわりというようなお話がございましたが、補助金じゃないのでありまして、一般会計におきまして納税者が負担すべき

きもののほかに、受益者が負担すべきものを一般会計の方につけてまして、納税者が負担しておつて、その分を今度は借入金に肩がわりしたのじゃない

か、こういう御趣旨かと思ひますが、
案情はそうなっておりませんで、従来
立てかえておりました分、これは合せ
てやはり一般会計からこの会計に繰り
入れております。そのほかに、それ
を今度は国の方の負担部分と見まし
て、これに対応する受益者負担部分に
つきまして、納税者に御迷惑のかから
ないような金をほかから借りて参りま
して、これでつなぐようにいたしまし
て、それによりまして新たな財政負担
を加えることなく、しかも地元で特別
御迷惑をかけることなく、仕事の方だ
けが進んでいくと、こういう、いささ
か手前みそですが、結果になつたわけ
でございます。そういうふうに御了解
願ひたいと思ひます。

○重政廣徳君 非常に御答弁がうまい
ので、こんがらかるのです。私は簡明
に言ひますと、現行は、今年度だけで
いへば、一億の事業をやれば国が六割
くれる、その四割の四千万円に對する
地元の借入れをやつておつたのです
が、それが六分五厘と五分五厘、六
分ですね。ところが、今度の特別会計
に入つたのは、一般会計から特別会計
へ入れたその事業の四割の負担分、そ
の金とプラス・アルファでしよう。プ
ラス・アルファに對する利子を全部と
るのでしよう。プラス・アルファとい
うのは、特別会計が事業を早うするた
めに特別会計へ借入金したその借入金
の利子ですよ。

○政府委員(中尾博之君) どうも御質
問の趣旨がつかめないのです、まことに
恐縮なんです、今の御質疑の点の二
つのものは一つでございます。地元負
担分と申しますか、都道府県を含めま
した受益者負担は、この分を従来は税

金で立てかえておりましたのを、それ
を借入金でいたします。その分の利息
でございます。なお、それじゃ納税者
の方は立てかえの負担を免れたか、こ
う申しますと、それは免れませんで、
その分は繰り上げて費用をこの事業に
合せて投入いたしてあります。それに
は利息はつきません。

○重政廣徳君 そうすると、来年度予
算を考へてみると、一般会計から幾ら
入れて、借入金を幾らする。どうなつ
ていますか。大体来年度の特別会計予
算、それは干拓も入つておられますね。
僕が言ひたいのは、とにかく従来は六、
四でいつておつたのだ、六、四でね。
六、四の四分のこの量は、借入金を
やつて仕事をしておつた。ところが、
特別会計とつてもうと、四分の負担
金だけ借入金するといふのじやないで
しよう、特別会計は、そんなら事業
の進捗にはならぬのです。

○羽生三七君 その答弁のあるまで、
ちよつと議事進行みたいな形で発言さ
していただきたいのですが、前に御説
明があれば重ねて御答弁を要りませ
んが、なければ伺ひたいことは、政府の
農業に關する助成は年々、農業政策一
般ですよ、だんだん低くなつていくわ
けですが、ところが、たまたま本年は
土地改良事業関係だけは若干増額に
なつた。そこで土地改良に關する特別
会計の改正案が出て、特別会計がで
きわけです。ところが、その特別会計を
設けなければならなくなつた理由は、
一体どうすることによつて今までの土
地改良よりもさらに一段この土地改良
が促進されて、また農民の利益にもな
るといふ積極的な根拠があるのかどう
か。あるなら、どういふ積極的な根拠

があるかといふことを、明らかにして
いただきたい。

○政府委員(中尾博之君) 事柄は実
体的に御説明願ひたいと思ひます。
問題でありまして、農林省の方か
ら御説明あつてしかるべきかと思ひま
すが、特別会計の関連でございます。
御質疑のようでございますから……

○羽生三七君 必ずしも特別会計とは
いいません。私、御答弁できなけれ
ば、責任ある方から、土地改良の全体
についてこうすることの方が農民のた
めにも政府のためにもなるといふ、積
極面を説明していただかぬと……法文
の内容の個々のことなんかいつてもよ
ろしゅうございませう。

○政府委員(中尾博之君) それじゃ申
し上げます。責任を持って申し上げま
すが、土地改良事業を、これを促進す
るといふことは、予算をよけい使え
ば、つければ、これは促進になるわけ
です。もちろん地元の負担との関係も
あります。その御都合もありましょ
うから、当初の計画にあまりはずれてい
かぬでしようが、しかし早くやつた方

がいいことは、これはきまつておるわ
けでございます。問題は財政負担との
関係でございます。問題は財政負担と
調整するかといふところに問題がある
わけでございます。今回の考え方は、
特別会計を設けて、設けましたそ
の趣旨は、借入金をいたしまして、こ
れで地元負担金の肩がわりをする、肩
がわりといふんです、つなぐわけござ
います。最終的にはやはり地元負担は
お願いするのではありませんが、その分を
借入金でつなぐといふところにミソが
ございませう。従来はこれを納税者につ
ないでいただいたわけですから、従つて、
当該年度の財政負担といふことにどう
してもなおります。これをその財政負担
を避けまして、それで借入金でもつて
これをつなぐといふことにいたしました
た。そういういたしますと、事業がその意
味でも進むわけでありませう。同時に、
従来から最終的には納税者が負担す
べきものでなかつた分に立てかえて
おつた分があつたわけでございます。

○重政廣徳君 これは干拓の場合の利
息の問題を取り上げてみましても、干
拓の場合はそういう利息を払つてお
つた。土地改良の場合にはそういう何
があつた、負担金に對する借入金の五分
五厘と六分五厘が、ここに出ている通
り。ところが、干拓の場合には国が全
部やつておつた、国が。そうしてでき
たものをいわゆる農地として配分して
おつた。それは御承知の通りなん
です。今度は早くやつてやると。だか
ら、金を借りて、予算が及ばざるところ
を金を借りて、そうして早くやつて
やろう、これは非常にけつこりな
やうな、またそれがねらいです、早くや
るといふことが、これは農民のみなら
ず、国も非常な利益なんです、この
政策といふものは、それを、その利子
はお前らみな払え、早くやつてやるか
ら。お前ら農民が利益だらうが……

○政府委員(中尾博之君) 土地改良の
事業を、これを促進するわけでもあ
りませうし、新しい納税者負担を加
えるわけでもございませう。従来は立
てかえ予算を本来の分担の予算に切りか
えるだけで、それが済んだわけござ
います。そういう関係になつておりま
す。促進の關係と特別会計を設けまし
たいきさつはそういうことになつてお
ります。

○重政廣徳君 これは干拓の場合の利
息の問題を取り上げてみましても、干
拓の場合はそういう利息を払つてお
つた。土地改良の場合にはそういう何
があつた、負担金に對する借入金の五分
五厘と六分五厘が、ここに出ている通
り。ところが、干拓の場合には国が全
部やつておつた、国が。そうしてでき
たものをいわゆる農地として配分して
おつた。それは御承知の通りなん
です。今度は早くやつてやると。だか
ら、金を借りて、予算が及ばざるところ
を金を借りて、そうして早くやつて
やろう、これは非常にけつこりな
やうな、またそれがねらいです、早くや
るといふことが、これは農民のみなら
ず、国も非常な利益なんです、この
政策といふものは、それを、その利子
はお前らみな払え、早くやつてやるか
ら。お前ら農民が利益だらうが……

ましては、早期にこれが発生して参り
ます。そこで受益は農民の側にもござ
いますし、国といたしましてもあるわ
けでございます。そういう關係ござ
います。

○重政廣徳君 これは干拓の場合の利
息の問題を取り上げてみましても、干
拓の場合はそういう利息を払つてお
つた。土地改良の場合にはそういう何
があつた、負担金に對する借入金の五分
五厘と六分五厘が、ここに出ている通
り。ところが、干拓の場合には国が全
部やつておつた、国が。そうしてでき
たものをいわゆる農地として配分して
おつた。それは御承知の通りなん
です。今度は早くやつてやると。だか
ら、金を借りて、予算が及ばざるところ
を金を借りて、そうして早くやつて
やろう、これは非常にけつこりな
やうな、またそれがねらいです、早くや
るといふことが、これは農民のみなら
ず、国も非常な利益なんです、この
政策といふものは、それを、その利子
はお前らみな払え、早くやつてやるか
ら。お前ら農民が利益だらうが……

○政府委員(中尾博之君) 土地改良の
事業を、これを促進するわけでもあ
りませうし、新しい納税者負担を加
えるわけでもございませう。従来は立
てかえ予算を本来の分担の予算に切りか
えるだけで、それが済んだわけござ
います。そういう關係になつておりま
す。促進の關係と特別会計を設けまし
たいきさつはそういうことになつてお
ります。

○重政廣徳君 これは干拓の場合の利
息の問題を取り上げてみましても、干
拓の場合はそういう利息を払つてお
つた。土地改良の場合にはそういう何
があつた、負担金に對する借入金の五分
五厘と六分五厘が、ここに出ている通
り。ところが、干拓の場合には国が全
部やつておつた、国が。そうしてでき
たものをいわゆる農地として配分して
おつた。それは御承知の通りなん
です。今度は早くやつてやると。だか
ら、金を借りて、予算が及ばざるところ
を金を借りて、そうして早くやつて
やろう、これは非常にけつこりな
やうな、またそれがねらいです、早くや
るといふことが、これは農民のみなら
ず、国も非常な利益なんです、この
政策といふものは、それを、その利子
はお前らみな払え、早くやつてやるか
ら。お前ら農民が利益だらうが……

考え方は僕はないと思う。全部今までの、そういう国がやってくれておったものを、今度は早く年限を縮めてやるから、金を借りてやってやるから、簡単にいえば、その金の利子はお前ら払え、こういう政策なんですね。だから、この利子の点で農民も幾らか協力せねばならぬけれども、全部農民に出せというような政策はないと思う。その点、農林省、どうですか。政務次官としてどうですか、新しい農政として。

○政府委員(八木一郎君) 基本的な考えになりますと、つまり目的は国のためになる食糧増産、同時に、個人の利益にもなる土地条件の改善、この二つの目的のために、手段として、従来通りやって参りました土地改良政策ないしは干拓奨励のような形で、そのままでいいか、ここに工夫をして生まれて参りました方がいいかという事の比較になると思います。私どもが検討いたして参りました経過と、今日御審議をわざわざしております考え方としては、同じ目的を達成するにはこの方が国の利益にもなるであろう、また受益者たる農家、農民の利益にもなる、こういう考えで御審議をお願いしております次第でございます。

○重政廣徳君 それは、全く政務次官は農政を知らぬのです。これは一歩前進ですよ。確かにこの特別会計は一歩前進なんだけれども、もつと根本的に考えてみれば、私は端的にいえば、そう思う。早くやってやるから、その利子をお前らみな払え。これはオランダなどは国柄も違ふけれども、しかし富裕国じゃないのですよ。そしてこれは五十年の年賦で払っておるのですよ。

干拓に対する農民の償還は、五十年の年賦を持つておる。これではまあ二十年……。二十年はそれでいいとしても、利子をみなとるとするのはないと思うのです。僕は。これは政務次官に、農政というものをとて考えて僕はやってもらわねば困る。ほかの企業と同じように取り計らつてもらつては困る。

○政府委員(八木一郎君) 先輩からおしかりをいただくと思つておるのですけれども、実際に増産が早く期せられて、所得が増大して参るといふ計算の中の一部を、これに振りあて、納税——言葉でいふと納税者といいますが、要するに税金によつてこの目的達成の手段に使つていく額は減らさないのですから、これは少しも減つたならばちよつとそれは問題でございますけれども、減らさずにそういう操作がきくのなら、これは一つ謙虚に検討をしていただきたいと思います。私の承知いたしております考え方については間違いないと思います。

○重政廣徳君 私はね、この六分という高い金を農民に全部支払わして、こういうことをやるべきじゃないと思う。ただこの点ですよ。これはね、国家が補給すべきなんだ。それなんだ。なんだ。たとえていけば、これはもう来年の問題じゃないのです。根本的な問題なんで、今これを何ぼ補給するといつたところが、来年農民の負担にかかつてこないで、今年度かかつてくるのだけども、結局これに政府が幾ら補給してやるかというところが、私は問題だろつと思ふ。六分の金で、そしてこれは非常に高い金ですよ。しかも、まあつけ加えて言えば、七年にやつてやろ

う、こう言われたけれども、法律に何にも言つておらぬし、これが八年になり、九年になるといふことになる、農民はいやいやながらその六分は、二年間の利子をまた含めて払わなければならぬ、前の計画よりも。そういうくらしいものですか。やはり政府もこれを補給せねばならぬ。私は、それが根本的な農政であると思う。だから、農民も私は協力が必要だと、こう言うのだ。これはどうでしょうか。議論が通つておるでしょうか……。

○政府委員(八木一郎君) どうも……。こういう農政の基本として保護助長を必要とし、それがために特に国土の造成、つまり農土の造成、農地の保全というより意味に国が費して従来参りましたいわゆる税を、納税者の負担において費して参りましたその額に手をつけて、それを減らして、あるいは同額において、同じ効果であるというならば、御指摘のようになる。より前進であり、効果が現れておるといふ見通しが立てば、これは実施していいのじゃないかといふことになると思ひます。それから、技術的な計算がどこにあるかといふことを分析して、さらに御審議をお願い申し上げたい、こう申し上げたいのでございます。

○重政廣徳君 これは幾らやつたつて、私が期待しておる答弁はそこでは言えぬのかもしれないけれども、一度、大蔵省もおられるし、そこでまだたくさんこまかいことはあるのだけれども、私は最もそれが主要点だろつと思ふ。私だけ発言しても困るので、きょうはこのくらいでやめておきます。

○佐藤清一郎君 私は、重政委員の言つたことと政府委員の答弁を聞いてみると、一体非常に進歩しているのかのようにも聞えるし、ただ問題は、従来と比べて農民の負担が軽減されているのかどうかといふことを、まずお聞きしたいと思ひます。

問題は、これはなるほどいいことには相違ないけれども、国土の開発といふことは、年々百万以上の人口が増加しているようなこの日本の狭い国土においては、これは国家の大きな問題として、それは税金が出ようが何しようが、すべてあげて国土の開発に力を注がなければならぬと思ふ。問題は重大な問題であるが、国策として行ふべきものが、受益者も利益になるのだからというので、従来の負担よりもさらに負担が重くなるということでは困る。これは絶対われわれは反対せざるを得ないので。だから、そのことはどうなんですか、軽くなるのですか。

○政府委員(中尾博之君) 御質問の点はほんとはこまかいことになると思ひますが、考え方の大綱を申し上げます。資金を打ち出す、さらに従来立てかえ資金になつておつたその納税者資金を、さらにこれに加えてやるといふことになりまして、促進がされます。そして経済効果もいたしまして、これは非常に上りました分のうちから、その受益者負担といふものを心配いたしまして出しておるので、これは従来に比べて、非常に下るかといふお話をございしますが、率の点だけで平らに比較はできません。その受益との関係によりまして、その関係におきましては、

今回取り急いで行ふということによつて得られる利益のうちのほんの一部分を、利子の負担なり何なりというのに充てておるわけでございます。

結論から言ひますといふと、総体的に見まして、負担は軽くなることはあつても、重くなることはございませぬ。ただし、先ほどから御議論もありませんように、これはやっぱり一定期間に早く行われる、完成するといふことが条件でありまして、これがおそくなれば、先ほどのような御議論もあると思ひます。それにつきましては、この会計の運用をいたしまして、あるいは今後の予算の組み方といたしまして、これはその計画に沿うように組んでいく、しかも、その計画を実施いたしますことは、現在並びに近い過去における財政の状況から見まして決して無理ではない。ことし土地改良の予算を組んでおるわけですから、これは決して異常なる無理をして組んだ予算ではございませぬ。従来通りの努力によりまして、この程度のが金が計上できていくわけですよ。なお、これが増額されれば、これが促進されることはあつても、これが減額されるというふうな事態は通常の状況では考えられないわけですよ。そういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○政府委員(八木一郎君) ちよつと補足しますが、農民の負担は、これによつてふえないんです。こういう考えに立つております。また、こまかいことになりまして、事業資金投入といふような考えをも織り込んであるわけですよ。それじゃ、そういう商工業用資金的な、商業的な考え、工業的な考えに農業政策を変えたのかと、こう

いう飛躍的な考えはどうか、ないんです。そういう飛躍的な考えはございませぬが、いろいろ検討してみましたが、結果、選択もきくのですから、静かに自分の農地を守りながら、いずれが負担が少なくて利益が多いかというのを検討されて、特別会計方式によりまするこの土地条件の改善を選択してやるという方はこれで進む、従来のものも全部これにみな乗りかえちまう、全部これに切りかえてしまおうというところまでは踏み切りかねているんです、干拓以外の灌漑事業のとき、これらの点から御勘案いただきまして、実施の面で農林省が期待しておりますような成果が上げ得られるかどうか、これは十分掘り下げた御検討はいただきたいと思いますが、農林省としては一応そういう考え方をしております。

○河野謙三君 政務次官、農民の負担はふえないとおっしゃるけれども、算術計算でいけばふえているんです、この資料によつても。ただ、早く事業ができる、その経済効果等をいろいろ勘案すると、農民の負担はふえない、こういう計算だと思ふんです、それでしょ。

○政府委員(八木一郎君) そうです。

○河野謙三君 そうだとするならば、今の御説明によると、農民は負担は一応算術計算ではふえるけれども、工事の促進によつて利益を得る、そこでプラス・マイナスすれば農民の負担はふえないと、こういふんだが、とにかく農民の負担は、一応算術計算でいけばふえるわけだ。それならば、この特別会計で国が従来この事業に使つておる金が幾らかプラスになるんですか、ふえるんですか。農民は、経済効果が

あるからには負担をいたします。国は一体どうなんです。国が特別会計を設けることによつて従来よりも負担はふえるんですか、ふえないんですか。

○政府委員(中尾博之君) それは、負担区分の面から申しますれば、全体がきまつておりますから、農民の分がふえた分だけ減るわけですが、(笑)それでは財政負担の点からいくとどうかというのを申しますと、従来投入しておりましたのは、本来納税者負担の分と、それから受益者の負担します分の立てかえがあつたわけです。この立てかえ分が、借入金でいきますから、今度は必要がなくなるわけです。しかし、その分だけはつけ加えて、国の負担の分として計上すべき分に加算いたしております。その意味において、財政負担はふえておるといふことが一つ言えると思ひます。もう一つは、これらの事業を実施いたします場合に、不用品の処分をいたします。仮設物の処分をいたします。それから過払い金の返納というふうなものも出てきます。そういうような関係で、いろいろ歳入が出てきます。これらのものは、一般会計の方で経理いたしますと、雑収入かなんかへ入つてしまひまして、わけがわからなくなつちまう。これはもう一回さらい上げて、本来の事業の事業費が幾らかということをは明らかにするために、これをさらい上げる必要があるのであります。同時に、そのさらい上げた金は、この特別会計に残つております。これをさらに投入するという部分がございす。一般会計からの関係を申しますれば、大体そのような関係かと思ひます。

○河野謙三君 農民がこの特別会計によつて負担がふえる分は、われわれもすぐ計算が出るんです。ところが、国がこの措置によつて負担がふえるという点をもう少し計数を整理して出しでもらいたいと思ふ。それは、われわれは、この土地改良というものは受益者は農民だけじゃないと思ふんだ。受益者というものは、農民と国なんです。それが土地改良の本質です。食糧増産は農民のためにもやる、国家のためにもやる。そこで、要するに多額の補助金が国から出るわけなんだ。だから、その土地改良の本質というものは変らないのだから、その本質をずつと伸ばしていけば、農民の負担がふえることによつて工事が促進されるのだ、同時に、一方の受益者である国においてもやっぱり負担をふやして、半々がいいか、四分六ががいいか、農民と国が両方が持ちつ持たれつで負担がふえて行くといふことでなければいかぬと思ふ。それを、あなたの方の考え方は、えてして、私腹解かもしれないけれども、受益者は農民だけで、農民のために食糧増産をやるといふ考えに立つては、農民の負担がふえても、それは農民のために早く工事が進むのだから、負担するのは当りまえだ、国は知つたことじゃない、こういうことではいかぬと思ふ。国がふえる負担というものは計数上どういふふうになつてゐるか、整理して、しろうとにわかるように、われわれは重政さんのような専門家じゃないから、しろうとがわかるように出してもらいたい。

○仲原善一君 農民の負担がふえるかふえないかといふことが、ほんとに重大な問題だと思ひますが、一つお伺いしたいのは、早く工事をやるかどうかといふことが問題になります。これは、今の法律では何にも規定がないので、重政委員の御心配のようにならたら幾らでも延びる可能性があるもので、これを何か政令なり、あるいは法律の中に織り込んで何力年であるといふうなやり方をお考えになつておるかどうかといふこと、これを一つお伺いしたい。

○政府委員(中尾博之君) その点は、法律、政令ではちよつと技術的に不可能かと思ひます。形式的に考えますれば、そういう方法もないわけではございせん。その方法は、まず継続費の予算を組むことが一つだと思ひます。これにつきましてはまた別ないろいろな問題がございまして、継続費に対する取扱いは、政府の従来の考え方、憲法関係その他から見まして、非常に消極的であります。また、従つて、全面的に継続費の制度というものは広く行われておりません。今後検討してできるものなら持つていく、おいおい検討は十分に必要だろつと思ひます。それ以外の法律的な関係で予算を何組めという式の法律は、およそ予算と法律との効力の関係から申しまして無理でございましてと思ひます。

○仲原善一君 その点は何か明確にしたいだかないと、ほんとうにしり切れトンボみたいになつてだらだらする心配があると思ひます。法律的に非常にむずかしいといふことであれば、何か適切な措置を講じてもらわねばならぬと思ひますが、もう一つの問題は、干拓事業なんかで土地が造成された場合に、売り渡すわけですね。そのときの価格で農民の負担を相当軽減するよ

うな考慮が払われるかどうか。この点も従来の売り払いの価格というものは大体わかつておりますから、今度新しく特別会計でできたものについては、特にそういう点を考慮されて過当にならぬような用意があるかどうか、そういう点をお伺いしたい。

○政府委員(中尾博之君) お話しの点でございまして、確かに一つの問題でございまして、いろいろ検討をいたしたのでございまして、干拓をいたしまして本年の農地以外に充てられる部分が出て参るわけです。これは地区によつて偶然的に出てくるわけですが、その分につきましては、これを売却することになるわけです。その売却いたしました代金というものを何に充てるかという場合に、まずそれが農地であれば、これは農民の方の御負担というものがかる。それに相当する部分だけはこの負担分の方に計算し、それによつてそれが農地であつた場合と同じ計算になるわけです。それを超過いたしました部分は、これを干拓事業の促進のために必要な干拓事業に向けていく。必ずしも当該工事ということに限らない方が適當であらう。と申しますのは、そういう工事がやりました場合に、そういう売り払いが出て参りますのは、多くの場合工事が終りに近づくと、あるいは建設としては終つてゐるような事業が多いと思ふんです。なお、その際に別途に促進すべき工事がございましてするならば、その促進に充てて、これに向けよう、こういうふうに考えているわけでございます。島村軍次君 今までの議論を承わりますとね、究極するところは、この特別会計設定に當つて、端的にいえば、

○島村軍次君 今までの議論を承わりますとね、究極するところは、この特別会計設定に當つて、端的にいえば、

農林省は特別会計をやるための負担区分については、大蔵省の商業ベース、財政ベースに屈伏したということに尽きるところです。その理由は、あまり詳しくは申し上げませんが、先ほど羽生委員のお話しになったように、この特別会計を作ることに対しては、これが食糧増産というものの政策、あるいはまた農業政策全体について、普通の財政上の立場から、あるいは普通の金融の立場から、この特別会計を考へられている、こういうことを断定せざるを得ぬと、こう私は思う。

そこで、灌漑排水についての問題を、今重政委員との論争で、納得はしませんが、とにかくある程度まで考へ方というのはわかりましたが、この干拓事業に至っては、これは非常な問題だと私は思う。話にならぬということですね。だからから御意見があったが、結局今まで、現行においては、農地法による売り渡し価格は平均一万二千円であつて、そして徴収期限は二十四年の年賦だつた。二十四年賦に ついても、これは今の干拓事業から見れば問題であるが、さらに今度は事業費の二〇％、ただし三十一年度以前のものは従来の負担率を、一万二千円を勘案して五％とするのだ。これこそ、これはごまかしと言つてさしつかえないと思つて、非常にこれは干拓事業というものの基本的な考え方が間違つてゐると思ふ。その間の交渉の経過を一つ、管理部長から御説明願ふ。

ねこの干拓地はでき上りまして、農民がそこに入りまして、耕地の整備、塩抜きというようなことはございまして、水田でございまして、きわめて短期間に米麦の生産が行われまして、非常に早い期間に農業が安定をしてゐる状態でございます。そこでその農民の経済状態を前提にして経済計算をいたしますと、その農民の経済負担能力、これが干拓地についてはみな、かなりある。かなり年限を見ますならばいい状態になる農民経済の状態だということ、判定できるわけでありまして、かたがた干拓の全国の状態を見て参りますと、これは工事が遅々として進みません。十年あるいは二十年といううな年月がかかりまして、その付近においてはすみやかに耕地を拡張したり、あるいは新しい農家としてそこに入りたいという人がたくさんいるにもかかわらず、一向にして工事が進まず、こういうような状態でございます。そこで、これは農民の負担を越えるということでありまして、いけませんけれども、農民の妥当な負担の可能な範囲内でありまして、事業に對する農民からの負担金を出していただきまして、そしてすみやかに工事を進捗して、切望をしておる農民に早くその土地に入つていただくということが適当であらうという工合に考へておつたのでございます。

置いてその間は償還をしてもらわないう、四年以降から十七年間にわたつて割賦償還を一部ずつやつてもらふといううな状態であれば、一応の計算をしたものもございまして、十分に農民はその負担に耐え得るというふうに判断をいたしました次第でございます。

○農林軍次君　そこで、負担率というものは入植者のみと書いてありますね。だからして、この計算の基礎というものはいづれ堤防の費用も――私が断定するよりははお聞きした方がいいと思ふ。一体反当二万二千円という計算の基礎は、どういう費用を含んでおるのか。用水費と、それから溝を作らなければならぬし、農道も作らなければならぬ。もちろん堤防も作らなければならぬ。そういう場合の計算の基礎は、今度の二〇％においてはどういふ基礎によつて計算されたか、それから聞いていきましようか。

○説明員(立川宗保君)　ここに資料に提出してございまして一万二千円というのは、現行の農地法に規定してございまして、農地法による売却価格でございまして、今後のものは事業費の二〇％を負担金として徴収する次第でございます。そのほかに、ただいまお話しした、干拓地ができ上りましたその内部の付帯工事がございまして、小さな水路でございまして、道路でございまして、か、そういう付帯工事がございまして、これは半額補助をいたしますので、その半額分だけ農民が負担いたします。さらに、そのほかに、陸地になりましたところを耕して耕地にいたしますもので、その自分の農地を整地する費用は若干かかるわけでございます。以上の二〇％の負担金と付帯工事費と、それから整地費といううなものもかけ、自分の農地になります。先ほど私が御説明を申し上げました、農民がその総負担に耐え得るという意味での、私どもがいろいろ計算をいたしました過程では、今申しましたすべての農民負担を考へまして、片つ方水田がだんだん造成されていくといううなことも考へまして、その負担を想定したわけでございます。

○農林軍次君　そこで、事業費の二〇％の内訳を、計算を出されました基礎を、これは一つのモデル・ケースといひますか、基準というものがあろうと思ひますから、大体基準事業費というもので負担をかける、その事業費の計算の基礎というものを、資料として一つ出していただきたい。それから同時に、ただいま御説明になった付帯工事を御説明になりましたが、従つて、付帯工事に關するやはい一つの基礎があるらうと思ふ。整地にはどれくらい要するだらうといううな、そういううな基礎を出してもらふ。

それが出来ましてから検討を進めたいと思ひますが、従来の一万二千円をさらに二〇％にやるといふことは、負担し得るという一つの断定のもとにやられたのでありますが、従来よりはこれは相当私は増額だと思ふのです。従来の一万二千円としては、そこで、この二〇％というものの基礎を出してもらふと同時に、その増額分については負担し得るという前提でやられたのだらうと思ふのですが、それはこの特別会計を設けたということに對する大蔵省のたゞいまの根本的な説明と合わぬやうな気がするのですが、そう見えませぬか。

○説明員(立川宗保君)　ただいま資料の御要求がございました。これは取りそろえて御提出申し上げますが、ただ、この二〇％の基礎をとおしやるののございまして、これは負担が可能であつて、そしてやはりかなり――かなりと申しますか、この負担をいたしましても十分農業経営をやつていって、なお余剰が残るであらうといううなことで判断いたしましたので、二〇％がどうかと、三〇％ではいけないかと、一八％ではいけないかと、こういう問題になりますと、いろいろあるわけです。ただ一つのこれは判断のめどと、こういうこととございまして、この二〇％以外のパーセントでは許されないうものではないと思ひますので、さういふ意味においては御承知願ひたいと思ひます。私ども政府内部で判断いたしました、二〇％が妥当であらう、これは農民が負担しても十分やつていける、こういう判断をいたしました次第でございます。

そこで、もう一つの問題点でございしますが、この耕地に關する整理の費用、それから付帯工事費の關係、これは現行の場合にも、この特別会計の場合にも同様でございまして、これもあわせて申し上げておきます。

○農林軍次君　そこで、国の開拓政策というものの對して、事業費の計算の資料を御提出願つてから検討してもいいんですが、開拓すれば家は建てなければならぬ、水道も作らなければならぬ、あるいは水道がいけない場合には井戸を作らなければならぬ。一つの営農として必要な資金というものを要するわけです。これは別に、開拓政策でやるんだからと言われるかも

しれませぬが、これは外国の例を申し上げてはなはだ失礼ですが、これは一つの一貫した考え方であつておるのが普通です。従つて、たとへば家を建て、農家が家を建てるといふような場合には、政府みづから全額を出して、モデルの家を建て、そして長い間に、長いのは五十年くらいのもあらうと思ひますが、その間に償還する、こういうこととあわせて、干拓政策なり開拓政策といふものを考えられていく。ところが、開拓の事情を見ると、貸付は幾分するが、先ほど開拓の方で御陳情もあつたようですが、まあ小屋ぶきの家を建て、災害ごとについて、風害だといへば吹き飛ばす例が、干拓地なり開拓地の農家にある。こういうことから考えますと、これはもつと根本的に私は考える必要があらうと思ひ。従つて、この事業費を、二〇%以外に私は相当の負担を入植者といふものは負担しなければならぬ。そういうことも計算のうちに入つておると思ひのです。が、それもあわせて一つ資料のうちへ出してもらひたい。まだいろいろ疑問はありますが、ほかにもずいぶん御質問があるようですから、私の方は、ただいまのところは、資料御提出まで質問を保留して、それだけにしておきます。

○清澤俊英君 関連で。大体今の開拓の問題ですが、二〇%の負担金を入植者が持つという考え方の基本は、大体国が干拓地を作つて農地法によつて売りさばくという、昔の考え方の方がいいんじゃないかと思ひ。農地法によつて売りさばくという……。それをどういふ理由で、何か入植者を先にきめ

て、それからそこに干拓事業を国営でやつて、その事業費の二〇%を非常に不明確なものを持たなければならぬといふ、そういう危険の問題をなぜ提起したのか、われわれはそれを問ひたいのだが、同時に、農地法によつては、国がこういうものを作り出した場合には、農地法の規定によればこれこれの条件で払い下げになるというふうになつておるやつを、非常に不明確なもので負担させていくといふことは、どうも全くおかしいのじゃないか。私は農地法の精神を全くじゅうりんするものじゃないかと思ひます。今までの考え方からいくと、その点はどうなるんです。

○説明員(立川宗保君) 従来は、お話の通り、農地法の規定で措置をいたしておりました。ところが、これはまあ法律の問題でなくて、実体の問題でございまして、なかなか干拓の事業が遅々として進みません。それで、先ほど申し上げました通り、非常に干拓地をほしがつておる農民はたくさんおられるわけでございます。この事業を大いに進捗しなくちゃならないという理由が一つあるわけでございます。それからもう一つは、その干拓地に入りました農民の状況をずっと見て参りますと、これも先ほど申し上げましたこととありますが、割合早い期間に経営が安定をいたしまして、経済余力がだんだん生まれてくるというふうなわけで、農民はある程度の負担にはかなり耐えられるだろうという判断を、従来のいろいろな事情から見て、われわれは判断をいたすわけでありまして、

まして、従来の国費部分のほかに借入金を追加しまして、総体の事業量を増しまして、すみやかに干拓事業を進捗させて、農民にも早くその土地を分けたいといふ具合に考えたわけでありまして、それに伴つて、可能な限度の負担は出していただく、こういう工合にしたわけでありまして。

そこで、今のお話の、従来は、御指摘の通り、農地法によつて売り渡しをいたしたのでありますけれども、従来とも土地改良事業はその利益を受ける人から負担金を徴収できるということがあつたわけでございます。で、今回この特別会計の設定をいたします際に、土地改良法を多少改正をいたしたわけでございますが、干拓地に入りましてこの農民が、その事業によつて利益を受ける。その農地を自分で耕作できますならば、そこでその人たちが負担金を出していただくとして、土地改良法の考え方によつて出していただくとして、出していただく人々に対しては、その土地の所有権の取得をしてもらうと、こういう制度にいたしたわけでありまして、農地法の立て方、土地改良法の考え方といふものは、これは今申し上げましたような考え方でき上つておるのでございまして、農地法そのものを非常に乱すとか、いろいろな危険な問題が生ずるといふことはないと考えます。

成果がいい。こういうことになるんじゃないかと思ひます。今現に陳情者が出てきておる通り、既開拓地などに入つておる人たちの現実といふものは、全く逃げ出さなければならぬ状態です。これはだれしも言えるだろうと思ひ。見ておられるだろうと思ひ。こういう状態から見れば、幾らかいいというだけですが、しかしながら、われわれが三年前、岡山県における干拓地帯を視察して見まして、数年たつて、五年くらいたつても、まだ共済組合に入れないという実情の中を、収穫が皆無の中を、今年の営農資金をどうするのだというふうにして苦しんでいる。そういうものに、こういう負担までして、他から見てもよろしいという議論は成立しないだろうと思ひ。非常にそれよりひどい開墾地から見れば、率がいいというだけの話です。現にわしらは、ここに安楽城君もおるが、片柳さんと一緒に岡山の干拓地を見てきておる。現にはいれませんが、農協にだつてはいていやすいんじゃないか。そういうものにすぐ負担をさして土地を渡したという話は、これはおかしい話であります。一万二千元でも、私はこれはちよつと高いのではないかと思ひます。既成開墾地ではない、まだ未成開墾地なんです。その上道路をつくる、水路をつくる、整地をやります。こういうものに半額補助をするが、半額負担して、借金もなければ地所も払ふ、こういう話になりますれば、それはとうていやり切れるものではない。それを結局し遂げるだけの話なんです、日本の農民は、涙をのんで、数人の犠牲者が病氣やいろいろなもので倒れてし遂げたものを、みんな典型的にそういうふうなものができ上るような考え方は、これはもう全くわれわれは受け入れられるわけにはいかないといふことになる。この点、どうお考えになつておられますか。そんなにはつきりしたい所はたくさんあります。

○説明員(立川宗保君) 干拓地の中には、ただいまお話のように、災害を受けまして、また現在の農業保険の制度では、三年間は、これはその所の保険の計数がはつきりいたしませんために、除外をいたしておるということ等のために、所によりましては、お気の毒な方があるといふことも御指摘の通りでございます。ただ、全体的に申してみましますと、従来の干拓地の経営成績等を徴しますのに、最初の一年、二

少くともそういう立場で干拓地で喜ばれるものといひますならば、私はこの間安田局長に言うように、信濃川の底水工事でもやつて埋め立てでもすれば、これは明日から、翌日から最大の肥沃な土地になつて、だれにかまつてもらわれないでも、どんどんやつていく。そういう所はかまわない。そういう所を、大蔵省あたりでも、建設省あたりでも、農林省と思ひ切つて談判して、話し合ひをして、河状整理をやつて、底水工事でもやつて、どつと埋めれば、三千町歩くらい見えているうちにできる。一銭ももらわぬでも、さつと作る。排水路も何もいらぬ。自分でやります。よければ、すぐにやつてしまふ。こういうことを考えれば、実際干拓地はそういう簡単なものではない。私は始終千葉県へ行つておるが、これは重政さんだつてよく知つておられる。そういう簡単なものではあります。

○説明員(立川宗保君) 干拓地の中には、ただいまお話のように、災害を受けまして、また現在の農業保険の制度では、三年間は、これはその所の保険の計数がはつきりいたしませんために、除外をいたしておるということ等のために、所によりましては、お気の毒な方があるといふことも御指摘の通りでございます。ただ、全体的に申してみましますと、従来の干拓地の経営成績等を徴しますのに、最初の一年、二

年あたりはいろいろな関係で悪いが、もつとも内水面の湖沼干拓のような所は、当初の年から肥料が要らないで、既耕地以上に増産するといふような所もございませうけれども、まあ、それは内水面の湖沼干拓の特例といひまして、一般的に申しまして海面干拓は当初はなかなか普通通り参りませうけれども、二、三年たちまして注意をした管理をいたしますならば、普通の農家並みの状態になつて参ると思ひます。

そこで、この二〇%の負担と申しますと、かりに反当三十万円の干拓工事であるといひますと、四万円ということになります。それを二十万円で償還をするといふわけでございませう。金利負担を入れましたも、毎年の負担額はそれより大した額にならないわけでございませう。そこで、二石なら二石以上の収穫が反当にあるといひますと、われわれのいろいろな計算をやつてみましたところでは、十分償還の能力がある、こういう工合に判断をいたしました。またいろいろ現地の干拓の農民につきまして調査をいたしましたところでも、その辺は裏づけられる材料があるわけでございませう。そのようないふに、かなり償還期間も長期にしてございませう、それは大丈夫であらう、こういう工合に勘案をいたしております。

で、今のうちに災害があるというやうな場合におきましては、これは全額国庫で災害復旧はいたしますし、それから災害の年の償還というやうなもの、もちろんこれは猶予をいたしまして、そうしてその間に営農資金等で立ち直るといふことの援助をすることは、もちろんでございませう。

全体といたしまして、私どもはこの負担額をやつていけるという工合に考へておるわけでございませう。

○東隆君 今の干拓事業の問題ですが、これは農地法による場合には平均反当一万二千元、これが事業費の五割に相当する。これで参りますと、約四倍ですから四万八千円ぐらいになるわけですね、一応、そうすると、一町歩でかりに五十万円ぐらいですから、金額は非常に少いようですね、この問題と、それから先ほど島村さんが言つた、住宅を建てたりなんかしなければ健全な自作農家はできない。そういうような関係で、少くとも経営を始めるまでに相当な金を用意していく準備をしなければならぬ、また負担能力がなければならぬ、こういうやうな条件が当然参りますから、入植者の選択といふことは、これはどういふことになるかといふと、もちろん能力のある者を選ぶといふことになりまうと、ほんとうに土地がなくて農業をやりたい、こういうやうな者が除外をされてしまふ、一番必要としているものが入れない、こんなやうなことになる、それから農地法によつて、やらなために、私は、農地の所有関係その他の問題でも将来に問題が起きてくる可能性がある。そういうやうな点で非常に考えなければならぬ点があると思ふ。そこで私は、先の方の負担を非常に必要とするといふことから考へてきて、できるだけこれは長期にしなければならぬと思ふ。非常に経営がほかのところよりも楽だ、こういうやうな観測はこれは間違ひであつて、将来いろいろの問題を起す。従つて、これはもうできるだけ年限を長くして、そうし

て金利をできるだけ安くしてそうしてやることによつて、初めて干拓事業として成功するのであつて、初めから非常に能力のあるものを入れて、そうして負担は十分に別な会計から払つていく、こういうやうなものを入れていくならば、これは国が干拓事業を起して、そうして農業政策をやるといふやうなことはならぬと思ふ。そんな意味で、なぜ自作農創設維持資金の二十五万円ぐらいのものをここに持つてこなかつたか。二十年といつても三年据え置きで、十七年でもつて支払う。それ以外に家を建てたり何かする。そういうやうなものは、これは全然別な考え方に立つておる。そういうやうなものをみんな含めまうと、膨大なものになつてきて、そうして先ほど、希望者が非常に多いのだから、入植をする者はそんなに心配はないのだと、こんなやうなお話もあつたけれども、そこへ、その網にひつかかつて入つてくる人はそれは一向差しかねない。そういうやうな人はよそに行つてもやることができ。だから、そこへ入り得ないやうな人を入れて、そうして計画的に農家を作つていくと、自作農を創設していくと、こういうやうな考え方に立つたときに、初めて国家の施策としての考え方が通る。そういうやうな意味で、どういふわけで遠慮をして、三年据え置き、十七年といふやうなそんな期間を作つたのか。

それから先ほど清澤君が聞いたやうな問題にかね合せて、農地法とか、そういうやうな点をもう少し詳しく御説明いたしたい。

○説明員(立川宗保君) 最近の全国の干拓地の入植者あるいは増反者といふものを具体的に調べてみますと、これは、十年くらい前の状態と變りまして、やはり地元農家の二、三男あるいはその付近の小農家が増反するといふ、中には大農家が増反したりするものもありませうけれども、そういうやうなことであります。そこで全く裸一貫の何にもないといふ人はほとんどないのではありません、やはりまあ、かりに金がなくても、兄貴やおやじが労力で助けてくれる、あるいは食ひ扶持は一年間くれるとか、それから住宅は一緒に来て手伝つてくれると、こういうやうなことでもあります。そこで私どもがその二〇%の計算といふことをいろいろ研究をいたしました際には、これはまあ三年間はほとんど払わないでよろしいのでありますから、ある程度収益を上げて、その上で払つていくといふ、非常に貧しい人が入りました場合にも、自分の力でやつていけるといふ想定をいたしておるのであります。

で、先ほどの、入りました、家を建てなければならぬ、いろいろ農具を買つたり、肥料を買つたりするといふやうなことにつきまして、当初三年間は国の特別会計で営農資金を供給いたします。それから住宅についても補助をいたします。それから先ほどのいろいろな付帯仕事をやります際にも、これを援助する。こういうやうなことで、まあいろいろな点で援助はいたしますが、それと、そういうことをにらみ合せまして、片方すみやかに生産が上るといふことを考えますと、これ非常に貧乏な人を全然締め出したといふことには、私はならぬと考へております。

○清澤俊英君 ちょっと、時間がありますから、いま一口だけ……干拓事業を国営でやる場合に、行われまうところの基本的概念ですが、これは国営として干拓地を作られるのか、それとも入植者を先に募集しておいて、その委託工事として作られるのか。どつちの格好になるか、基本的な考え方は。

○政府委員(中尾博之君) 返還金の関係かと思ひますが、受益者負担と考へております。従つて、工事は国営でいたします。その目的はいろいろございませう、土地利用それから食糧増産といふやうな関係がございませう、工事は国営としていたすわけでございませう。それから今度は負担金をちやうだいたしたします場合にございましては、それによつて受益が出て参ります。その受益の範囲内におきまして、しかも現実には支払い得る条件によりましてそれを負担していただく、こういう趣旨でございませう。負担金をちやうだいたしますと、その金で工事をすることではないと考へております。従つて、委託といふことは当らないと考へております。

○清澤俊英君 そうしますと、私は簡単に一つやつてもらいたいのだ。国が干拓地を作つて、開拓地の開墾をして、これを払い下げていくと、こういう考え方が基本になるのか、入植者を先に募集しておいて、それが開墾をしていく、干拓をやつていくという形をやつていくのか、こういうことなんでしょう。基本的には、どこが中心になるか。だから、国でやつてはいかれないが、それに対する受益の負担だとか何とかいふことではなくして、大体こういう

り土地があるから、これを国が開墾して行く、開墾してそこへ入った者はこれこれのものを負担しろ、こういう考え方なのか、どっちなんだ。国が開墾していくのか、入植者が中心になって干拓をやっていくのか、どっちがどうなんですか、どことが重点なのか。

○説明員(立川宗保君) これは干拓の適地を判断いたしました、国が直接あるいは代行で仕事をいたします。それに基いてでき上りますと、この土地に入植したい、あるいは増反したいという人の申し込みを受けまして、そういう人たちに土地を取得をしてもらう、こういうことでもあります。

○清澤俊英君 ちよつと今……私はあまり法律がわからぬことは御承知の通りです。そうしますと、農地法の対価売り払いからいって、ちよつとおかしなものができ上りますね。国が持っている土地を農地法によって売り払う場合には、これこれこれによって対価を定める、こういうことになっておる。これとちよつと妙なものができ上りますので、私もまあ研究はしてみますが、ちよつとそこに食い違いがあるんじゃないか、農地法が後退しているんじゃないかと思う。

○説明員(立川宗保君) これは、先ほどちよつと御説明をいたしましたところでございますが、土地改良法のもの考え方、土地改良事業によって利益を受ける人に負担金を負担してもらうことができるという、これが一つの考え方。そこで、この干拓でもってでき上りました土地、この土地を耕作をするという人は、その仕事によって利益を受けること明らかでありますから、その負担可能な限度において負担

をしてもらうということは、土地改良法の考え方でも十分成り立つわけであります。で、どういう人たちにその土地を取得してもらうかという手続を土地改良法に定めまして、そういう人たちに取得をしてもらうということは、法律の考え方としておかしくはないと考えます。農地法がこのために非常にゆがめられるとか、あるいは農地改革の考え方が変わってくるとかいうようなことは、いささかもないと考えます。

○清澤俊英君 その点保留しておきまして、むしろ研究しておきますが、これは重大問題だと思ふ。前にあなた方は、すでに現在のやり方は、農地法を見て、そうしてそれでちゃんと払い下げ価格というものをきめてやっておられる、幾らかかるか。だから、それが、金がなかなかうまくいかないからといって、負担金を出して早くやる。私はあとでいろいろお伺いしますが、結局今度の、私に悪口を言わせますならば、こういう法案を出して促進させて、農民の利益だとか何とかと言われるが、これは結局、廣川農政があまりに總花的な国営や何をやったんで、後始末がでないものだから、過去のものは三カ年で何とか始末はつけるが、それと並行してやるには、何とか、そうそう金も使わぬのだから、まあ一つこういうことをして農民に負担をさしてやれという悪い考え方が先になつてゐるのだ。そういうことは確かに考えられるんですよ。だから、それが基本で私らは質問しますが、ちよつと意地の悪い研究をしてみます。

○鈴木一君 干拓に關してですけれども、早くやるようになったから、農民の負担も多少多くなつてもいいじゃないかというより、説明ですけれども、少くともこれは農林省としては早くやるのは当りまえで、従来おそかつたのは悪いのだ。早くやるような努力をすべきである。しかも、農民の負担というものは従来よりも安くするか、やむを得なかつたら従来通りにするというのが、私は建前だろつと思ひます。どうも財政関係からして、大蔵省にギリギリ押されて、やむを得ずこういつたような言いわけをしているような感じがする。それならば、農林省は何も要らない。建設省なんかやつてもらう方がよほどいい。農林政務次官から一つ意見を聞きたいと思ふ。(答弁、答弁と叫ぶ者あり)

○羽生三七君 これは先ほどお尋ねしたように、いろいろ根本問題がある。それから農林省からもお話ありましたが、私はちよつと理屈になるけれども、日本の農業政策はある程度保護政策といふものが要る。それを、他の企業と同様のベースでものを考えようとしている。ところが、農業の場合は収益の回転率が非常に高いのです。もう一つは、公共事業に何か別の調査会がありまして、そこでは、干拓事業なんか採算に合わないから、こんなことをやるのはやめてしまふと答申しているのです。それと関連して、今考えてみると、やはり先の収益を見込んだ部分を採算に入れても、必ずしも先ほどの御答弁とは一致しない。だから、それらをかれこれ勘案して、一体こういう国の農業政策のこういう問題について、農林省としては一体基本的にどう考えておられるか、それらの点もあわせてもう少しまとまつた一つ答弁をされるように、今の鈴木委員との関連ですが、そういう

機会を近いうちに一つ作っていただきたい。これは委員長に要望しておきます。

○鈴木一君 重ねて申し上げますけれども、農林省の説明で、従来の干拓地の農家はかなり経済的に余裕のできてゐるところがある、従つて、平均二万二千円で売り渡したのは少し安過ぎるのだという印象を、私たちは農林省の説明から受けるのです。世の中は神武以来の景気だといふけれども、農業関係には相変わらず神武以来の生産様式をやつて、一本々々植えて、一本一本刈つてゐる。多少農業は機械化されたといふけれども、農業経営そのものは従来通り、神武以来といふけれども、天照大神以来だと言つてもいいくらいだ。このおくれた農業を少しでも近代化するというならば、どうして、先ほど羽生さんも言われたように、国の財政投資といふものをある程度しなければ、これはとても引き上げるものでないと思ふ。だから、農村へ行つて聞いてみますと、神武以来の景気だといふけれども、農村にはさっぱり来ていない。来るわけがないのです。そういうふうな根本的な認識を怠つておるから、大蔵省から一方的に押されておる。こういう法案を出して、しかも、農林政務次官はこの問題に対して答弁もしないで、笑つてゐるというふうな状態なんです。政務次官も私の言うことは認めたのですか。農林省、要らないのですか。

○政府委員(八木一郎君) 御指摘の農政の基本に触れました問題について、しかとした御説明を申し上げるためには、非常に御熱心な審議の過程において要求をいただきました資料をととの

えまして、あらためて御説明をさせていただきますことがいいと思ひます。御了承いただきたいと思ひます。

○河野謙三君 その資料は、私がさつきから申し上げてゐる通りに、ぜひ一つもらいたいと思ふのだが、この措置によつて工事が促進するから、農民も負担がふえる、一方、この措置によつて国家は幾ら負担が増加するか、この資料をもらいたい。出ますね。それが出れば、はつきりするのですよ。坊主の計算みたいに、取る勘定ばかりで、出す勘定がなければ、だめなんだ。その資料は出ますか。

私は、この機会に、せつかく資料をいただいておりますので、土地改良協会について伺ひます。まず第一に、五ペー

ジの土地改良協会の歳出の部に事務費が二つあるのですが、これはミスプリントですか。

○説明員(立川宗保君) はなはだ申しわけありませんが、第三段目は事業費でございます。

○河野謙三君 歳入の部で、雑収入が百十三万幾らと、パーセンテージが非常に高いのですが、これは主なものは何ですか。

○島村軍次君 ついでにあわせて伺ひますが、都道府県土地改良協会の分の受益事業収入二百五十二万五千円とありますが、その内訳を一つ出していただきたい。それからもう一つは、都道府県の部で、土地改良協会の事務費が非常に多いのですが、この事務費の中に人件費はどのくらい含んでおるか、それらを、もしきょうわからなければ、あとから出していただきたい。

○河野謙三君 今私がお尋ねしたこと、きょう何でしたら、明日でも明後

日でもいいですから、その資料を出していただきたい。

それから、その次に、都道府県土地改良協会というのが出ておりますが、これはどの県の分ですか。

○説明員(立川宗保君) 報告のありましたのは三十の都道府県でございます。その平均でございます。

○河野謙三君 三十の都道府県の平均だということですね。そうすると、大体三十の県というものは、こういう程度のわけなんでしょうね。

○説明員(立川宗保君) これは、規模は大小さまざまです。大きいもの、小さいもの、いろいろございます。

○河野謙三君 科目別のパーセンテージは、この三十の府県は大体大同小異ということですね。

○説明員(立川宗保君) これも県によつて事業費の多いもの、少ないものがございます。

○河野謙三君 はなはだ皮肉な質問ですが、この各府県の土地改良協会のこういうものをごらんになった立川さん、あなたの感想を伺いたい。これでは一体健全なかどうか、どういふ感想を持っておられますか。

○説明員(立川宗保君) 各府県の土地改良協会の現在の状態を見ますと、所によりまして、非常に優秀な職員をそろえて、そしてよく活動して、おそろくその地方の土地改良区傘下の団体に非常にプラスになる仕事をやっておる、こういう場合に判断される所もございまして、一方では、事業もさっぱり進まない、こういう所もあるように見受けられます。

○河野謙三君 それでは、私が見た感じを申し上げます。歳出の部を見て

も、九百六十万円の中で事業費が百二十七万円で、驚くなけれ一五%前後です。これは政治団体なら、こういうことがあります。私がこの間から指摘しておるように、歳出の科目別を見たら、一五%の事業費で、あとは事務費とか何とかになっておる。これは健全な形ではないでしょう。政治団体ならわかります。こういう点、あなたは不思議に思われたことがあるかどうかというのを私は伺いたい。

○説明員(立川宗保君) これは都道府県の土地改良協会の常といたしまして、いろいろ工事その他の非常な経費のかかる仕事はやらなければいけません。で、その仕事は人が根幹になっておまして、いろいろ職員を置きまして、それが耕地整備の仕事、換地処分の仕事の援助したり、あるいは設計等の指導をする、こういうようなことを、先ほど申しました大いに仕事をやっていくという所でも、そういうような状態でありまして、いわばまあ人件費が中核になっておる。で、この事務費の中に人件費を含めて計算をしておりますので、そこは非常にふくれているように見えますが、さような状態であるということでございます。

○河野謙三君 非常に、あなたは今、土地改良協会のために苦しいお立場を御説明になった。それなら、私はあらためて府県の土地改良協会の歳入歳出について、さつきと同様に、明細をいただきたいと思います。この事業費は一体内訳はどうなっているか、事務費は一体どういふふうな内訳になっているかということ、私は伺いたい。資料をいただけますか。もしあるなら、三十の府県の平均、――平均じゃなく

ても、どこかあなたが一番いいと思うやつと、一番悪いと思うやつと、二つ出していただきたい。これでは政治団体ですよ。従来土地改良のためのムーブメントをやる団体ですよ。それを改良するというのが、あなたの方の前提でなければならぬのです。こういう悪質なものをもそのまま認めて、今度は法律にまでこれを連合会だ認めるという事になったら、これはいかぬですよ。(笑)

○藤野繁雄君 私も資料をお願いいたします。昭和三十三年度のこの計画の各事業別の事業費の二〇%、ただし三十一年度以降支出事業費にあつては五%、こういうふうな負担をすれば、各事業別にはどういふふうな金額になるかという資料を出してもらいたいと思ひます。

○委員長(堀末治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) 速記を始めて。

○清澤俊英君 土地改良協会は、これは都道府県だけしか出ていないのです。ところが、この下には郡単位の地区があるでしょう。その下には改良区のあるところ、その下にはまた自分のやつがある。こういうふうな四つと

いうことになるが、大体そういう形に全国的になっていきますか。

○説明員(立川宗保君) これは全国的には、都道府県に土地改良協会が、これは法人または申し合せ団体でありまして、それはこの土地改良法の一応のうち外でございます。そのほかに事業ごとに、あるいは恒久的な施設を完備するために、土地改良区がありまして、先ほどのような段階、あるいは土地

改良区の下にまあいろいろあるということが、各県ごとにあるというわけではございません。

○小笠原二三男君 ちょっと、私もわからぬから聞くのですが、この都道府県の資料の中で二つ聞きたいのです。九百六十万というのは、単に三十都道府県の土地改良協会の報告だけをまとめたもので、実態を調査したものでないのですか。

○説明員(立川宗保君) これは、土地改良協会は大体民法の法人でありまして、さらに申し合せ団体も半分ぐらいございまして、その中で、そういう申し合せ団体で直接の監督の処置がない、こういうものもございまして、こういうものは団体の決算あるいは予算等を報告をもらひまして、そういうものの集計でございます。

○小笠原二三男君 大体この程度のものであると農林省もお考えですか。

○説明員(立川宗保君) これは、先ほど申しました通り、その報告の、手元にありますものの平均した数字でございます。

○小笠原二三男君 この「会費」というのは、どういふふうに徴収しているのですか。

○説明員(立川宗保君) これは会員から、定款で定めました徴収の規定と手続によりまして、徴収しております。これは会費は傘下の土地改良区等のものから、一定の基準に従つて、徴収しております。

○小笠原二三男君 会員というのは、土地改良区というより団体でございまして、その会費徴収の方法は、定

款等で定められている通りに、実際徴収されているのですか。

○説明員(立川宗保君) この会員は、土地改良区が主体であります。府県によりましては、市町村がそのメンバーになっておる所もございまして、それから土地改良事業を行う農業協同組合が会員になっておる所もございまして、その徴収の規定でございますが、これは定款に定められておるもので、あるいは定款に基くところの会費の徴収規定と、こういうふうなものが別にあります。

○小笠原二三男君 そのことはわかりましたが、あなたの方で、実態として何が会費に充てられておるかということ、御承知になっておられるのですか。実態は、どういふものを会費に充てておるのですか。

○説明員(立川宗保君) これは先日もお話ございましたが、会費を負担する負担割合、これは總會なりあるいは定款なりと、こういうふうなもので定められております。事業に比例したり、あるいはみんな均等に負担をしたり、あるいは会員の希望に応じて、それぞれ別の県でいろいろ違つておるようでございます。

○小笠原二三男君 その例示せられました中で、事業費、事業量に比例して会費を徴収するというのはありますか。それは負担金なり分担金というふうな形式内容のものだと思ひます。

それは補助金とかというふうなものを出たものから、一定割合を徴収するという形式のものは、どこにもないのですか、あるならあると云つて下さい。

○説明員(立川宗保君) 補助金から天引きしておると、これは先日その問

題が出たのでありますが、こういうようなものは、從來全然皆無であつたといふことではないように私は思いますが、現在の問題といたしましては、補助金の適正化に関する法律等の規定にも照らしまして、そういうようなものも適切でございませんで、補助金から差引いて会費を徴収するというようなことは、認めないという考え方であるわけでございます。

○小笠原二三男君 建前はわかりました、そういうふうにもうなつておるのですか。

○説明員(立川宗保君) さういふ指導をしております。

○小笠原二三男君 指導はしておるが、そういうふうな状態になつておるのですか。

○説明員(立川宗保君) なつておることを期待しております。(笑聲)

○委員長(堀末治君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時九分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を件託された。

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月四日)

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方競馬民営移管に関する諸願(第一四九五号)

一、農地転用基準の確立強化に関する諸願(第一五一八号)

一、山林復興諸対策に関する諸願(第一五一九号)

一、農業委員会等に関する法律の一部改正に関する諸願(第一五二〇号)

一、農林漁業組合再建整備法の一部改正に関する諸願(第一五二二号)

一、自作農維持創設資金わく拡大に関する諸願(第一五二二号)

一、災害常設地帯における農業災害防除特別措置法制定に関する諸願(第一五九六号)

一、農林省に園芸課設置の諸願(第一五九七号)

一、熊本県を昭和三十三年春季全国緑化大会開催地に指定するの諸願(第一五九八号)

一、米の政府完済特別奨励金交付制度創設に関する諸願(第一五九九号)

一、新農山漁村建設総合対策事業の完全実施に関する諸願(第一六〇四号)

一、自作農維持創設資金制度の拡充強化に関する諸願(第一六〇五号)

一、農産物価格安定に関する諸願(第一六〇六号)

第一四九五号 昭和三十三年三月十六日受理

地方競馬民営移管に関する諸願

請願者 愛媛県松山市南堀端町 一ノ一社団法人愛媛県畜産会内 岡本馬太郎

紹介議員 堀本 宜實君

わが国の地方競馬は、長い伝統に立つて民営として発達し、馬産事業や畜産の振興に寄与してきたが、終戦時占領政策により無条件で都道府県並びに指定市町村によるいわゆる公営となり、しかもその資金は専ら戦災復興の資に充たされてきたが、戦後十年を経過し戦災の復興も一応完了し、時代は挙げて産

業経済の新たな展開にまい進すべき時であるから、既に昭和二十九年民営を實現した中央競馬の例にならい、公営形態の地方競馬を民営に移管し、その収益は都道府県における公用の資とするともに、積極的に畜産振興の目的に当てしめるよう措置せられたいと

の諸願。

第一五一八号 昭和三十三年三月十八日受理

農地転用基準の確立強化に関する諸願

請願者 長野市妻科町長野県庁内長野県農業会議会 長 松本三男

紹介議員 小山邦太郎君

最近農地の壊廃が多く、政府においては一定地域を限り統制を実施せんとする実状にあるが、現行法においては不備な点が多いから、(一)政府の企図する地域別統制基準の設定は全市町村に実施すること、(二)無断壊廃については現状を回復せしめること、(三)創設地の壊廃については創設農地の売渡時価と壊廃による売買時価との差額が国庫に納入せしめこれを生産増強の経費に充当すること等強力な法文化を規制し農地転用基準の確立を図りたいとの諸願。

第一五一九号 昭和三十三年三月十八日受理

山林復興諸対策に関する諸願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ三 三九全山山林種苗協同組合連合会理事長 菅沼良太外二名

紹介議員 矢嶋 三義君

わが国現下最大の課題たる経済自立体制確立の基本的施策は、国土の大半を占める山林を復興して国土を保全し、森林資源及び水資源を培養し、もつて国民生活の安定と産業の振興を期するより急はないから、(一)造林事業の完遂とこれが基本をなす優良種苗の確保、(二)治山事業の拡充と保安林整備促進、(三)林業の経済性向上と農山村経済振興の根幹施設たる林道網の整備拡充、(四)民有林経営の基本団体たる森林組合の育成強化、(五)森林計画の適正なる運営と林業技術研究普及の徹底、(六)林業統制の適正化並びに林業金融の拡充と合理化、(七)林業災害補償制度の拡充並びに合理化、(八)公有林の経営合理化、(九)開拓行政等諸対策の實現を図りたいとの諸願。

第一五二〇号 昭和三十三年三月十八日受理

農業委員会等に関する法律の一部改正に関する諸願

請願者 大分市昭和通り農業会館内大分県農業会議会 長 岩男仁蔵

紹介議員 矢嶋 三義君

農家経済の自立達成を図るためには、部落、市町村、県、中央と一貫した農村振興機能組織の確立と利益代表組織制度の強化を法制化することが先決問題であるから、現在統制審査中の「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案」をぜひとも成立させるよう特段の配慮をせられたいとの諸願。

第一五二二号 昭和三十三年三月十八日受理

農林漁業組合再建整備法の一部改正に関する諸願

請願者 大分市昭和通り農業会館内大分県農業会議会 長 岩男仁蔵

紹介議員 矢嶋 三義君

農協は、農民唯一の経済機関として、その使命達成に大いなる努力を続けているが、遺憾ながら全体の四分の一にのぼる不振組合があり、これが農協事業を達成するための系統運動のブレーキとなつてゐる現状であるから、不振組合の再建のためすみやかに「農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案」を成立させるよう特段の配慮をせられたいとの諸願。

第一五二二号 昭和三十三年三月十八日受理

自作農維持創設資金わく拡大に関する諸願

請願者 熊本県農業会議会 長 竜之助

紹介議員 矢嶋 三義君

自作農維持創設資金金融通法の施行は、農地改革の成果を維持し、農業経営の安定向上に資するところ多大なものがあるが、最近における再度にわたる災害のため、耕地の壊滅、農作物の滅失等により、農家においては、この資金に期待するものがはなはだ多く、熊本県においてもすでに十数億円に上る要望があり、今後ますます増大の傾向であるから、この資金のわくを大幅に拡大せられたいとの諸願。

請願者 熊本県議會議長 瀬口 竜之介

紹介議員 森中 守義君

九州地方のごとき災害常襲地帯の防災対策としては、国の抜本的措置が必要であるから、すみやかに「災害常襲地帯における農業災害防除特別措置法」を制定せられたいとの請願。

第一五九七号 昭和三十三年三月二十日受理

農林省に園芸課設置の請願

請願者 熊本県議會議長 瀬口 竜之介

紹介議員 森中 守義君

逐年進展の一途をたどりつつある果樹園芸は、国産年額一千億円を越え青果のまき、またはかんづめ等に加工の上重要輸出品として農家経済に大きな比重を占めているが、果樹園芸の生産指導に当る行政機関の現状は必ずしも充分と云い難いものがあるから、すみやかに農林省に園芸課を設置し果樹園芸の発展を図られたいとの請願。

第一五九八号 昭和三十三年三月二十日受理

熊本県を昭和三十三年春季全国緑化大会開催地に指定するの請願

請願者 熊本県知事 桜井三郎 外一名

紹介議員 森中 守義君

熊本県においては、全国国土緑化運動に呼応して郷土の緑化促進に県民の総力を結集し、着々成果をあげているが、昭和三十三年は二十八年六月二十六日の大災害五周年にあたることにもなる関係上、この機会に災害当時を回顧し将来の治山緑化への覚悟を新たにしたいと思ひから、ぜひとも本県を

明年の春季全国国土緑化大会開催地に指定するより特段の配慮をせられたいとの請願。

第一五九九号 昭和三十三年三月二十日受理

米の政府充渡特別奨励金交付制度創設に関する請願

請願者 熊本県議會議長 瀬口 竜之介

紹介議員 森中 守義君

熊本県は農業県として農業振興のため毎年多額の経費を投入しているにもかかわらず、農業県に対する国の財政的措置が極めて薄いため本県は少なからず不利な立場におかれているから、米の政府充渡数量に応じて特別奨励金交付の制度をすみやかに創設せられたいとの請願。

第一六〇四号 昭和三十三年三月二十日受理

新農山漁村建設総合対策事業の完全実施に関する請願

請願者 長野市県町長野農農業会議会長 松本三男

紹介議員 棚橋 小虎君

農山漁民の自主的な総意に基づく適地適産を基調とした新農山漁村建設事業は、農山漁村建設総合対策要綱によつて実施されているが、この制度では全農林漁業地域の振興計画を完全に実施することは困難であるから、(一)新農山漁村建設総合対策の法制化、(二)新農山漁村建設総合対策予算の増額、(三)農山漁村振興特別助成事業実施基準の緩和等の措置を講じ新農山漁村建設総合対策事業の完全実施を図られたいとの請願。

第一六〇五号 昭和三十三年三月二十日受理

自作農維持創設資金制度の拡充強化に関する請願

請願者 長野市県町長野農農業会議会長 松本三男

紹介議員 棚橋 小虎君

自作農維持創設資金融通制度を一層拡充強化して自作農の維持育成に万全を期するため、(一)自作農維持創設資金融資額を少くも百億円程度まで増額せられたい、(二)本資金の借入のあつた並びに償還の円滑化と確実を期するため自作農組合法を制定せられたい、(三)小作地の自作化促進のため小作地の取得資金は無利子の融資をせられたい等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一六〇六号 昭和三十三年三月二十日受理

農産物価格安定に関する請願

請願者 長野市県町長野農農業会議会長 松本三男

紹介議員 棚橋 小虎君

農産物の価格が不安定のため、農家の生産計画は無計画に等しい結果となり、農家経済は農外収入に依存する比重が益々多くなつて、農業生産力の発展を阻害しており、殊に適地適産を基調とした新農村建設事業の遂行により過剰農産物発生のもあるから、急速に農産物価格安定制度を確立せられたいとの請願。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措

置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十二日)
一、開拓農振興臨時措置法案(予備審査のための付託は三月六日)